

## 議案第534～539号

## 説明資料

令和7年12月19日

第251回都市計画審議会

### 補助233号線沿道地区地区計画の都市計画決定等について

#### 1 概要

本地区は練馬区の北西部に位置し、全域が大泉風致地区に指定され、地区北部には生産緑地が存在する豊かなみどりを備えた住宅地である。

地区内では東京都市計画道路幹線街路補助線街路第233号線（以下「補助233号線」という。）の整備が進められており、沿道では街並みの大きな変化が見込まれる。一方で、後背地では住環境の保全や道路整備の充実が課題であり、適切な土地利用の誘導が求められている。

そこで、補助233号線を中心とした幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導と、災害に強くみどり豊かで景観に配慮した魅力ある街並みの形成を図るため、補助233号線沿道地区地区計画を決定するとともに、すでに決定されている補助230号線大泉町三丁目地区地区計画および補助230号線大泉学園町地区地区計画を変更する。

また、これに併せて、関連する用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の都市計画変更を行う。

#### 2 対象区域

##### (1) 補助233号線沿道地区地区計画

練馬区大泉町三丁目、大泉学園町七丁目および大泉学園町八丁目各地内 約38.2ha

##### (2) 補助230号線大泉町三丁目地区地区計画

練馬区大泉町一丁目、大泉町二丁目および大泉町三丁目各地内 約32.8ha

##### (3) 補助230号線大泉学園町地区地区計画

練馬区大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目および大泉学園町八丁目各地内 約31.4ha

#### 3 これまでの経過

##### (1) 補助233号線沿道地区地区計画

平成31年2月 重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定

令和元年7月 まちづくり協議会（19回）

～令和7年2月

令和5年4月 重点地区まちづくり計画の決定

令和6年2月	まちづくりルール（たたき台案）に関する全戸アンケート調査
10月	地区計画素案（たたき台）に関する全戸アンケート調査
令和7年3月	都市計画素案の説明会（2回）
8月28日	練馬区都市計画審議会へ原案等報告
9月5日～26日	都市計画原案等の公告・縦覧、意見書受付 (意見書の提出1通)
9月12日、13日	都市計画原案等の説明会
10月24日	東京都知事協議終了
12月1日～15日	都市計画案等の公告・縦覧、意見書受付
(2) 補助230号線大泉町三丁目地区地区計画	
平成28年10月3日	都市計画決定・告示
(3) 補助230号線大泉学園町地区地区計画	
令和4年1月24日	都市計画決定・告示

#### 4 議案

議案第534号 東京都市計画地区計画の決定（練馬区決定）

[補助233号線沿道地区地区計画]

(1) 都市計画の案の理由書	P 5～6
(2) 計画書	P 7～10
(3) 計画図	P 11～16
(4) 方針付図	P 17

議案第535号 東京都市計画地区計画の変更（練馬区決定）

[補助230号線大泉町三丁目地区地区計画]

(1) 都市計画の案の理由書	P 18
(2) 計画書	P 19～28
(3) 計画図	P 29～32

議案第536号 東京都市計画地区計画の変更（練馬区決定）

[補助230号線大泉学園町地区地区計画]

(1) 都市計画の案の理由書	P 33～34
(2) 計画書	P 35～44
(3) 計画図	P 45～50
(4) 方針付図	P 51～52

議案第537号 東京都市計画用途地域の変更（東京都決定）

[補助233号線沿道地区地区計画関連]

[補助230号線大泉町三丁目地区地区計画関連]

[補助230号線大泉学園町地区地区計画関連]

(1) 都市計画の案の理由書	P 53～54
(2) 計画書	P 55～57
(3) 計画図	P 58

議案第538号 東京都市計画高度地区の変更（練馬区決定）  
〔補助233号線沿道地区地区計画関連〕  
〔補助230号線大泉町三丁目地区地区計画関連〕  
〔補助230号線大泉学園町地区地区計画関連〕

(1) 都市計画の案の理由書	P 59～60
(2) 計画書	P 61～65
(3) 計画図	P 66

議案第539号 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更（練馬区決定）  
〔補助233号線沿道地区地区計画関連〕  
〔補助230号線大泉町三丁目地区地区計画関連〕  
〔補助230号線大泉学園町地区地区計画関連〕

(1) 都市計画の案の理由書	P 67～68
(2) 計画書	P 69
(3) 計画図	P 70

## 5 今後の予定

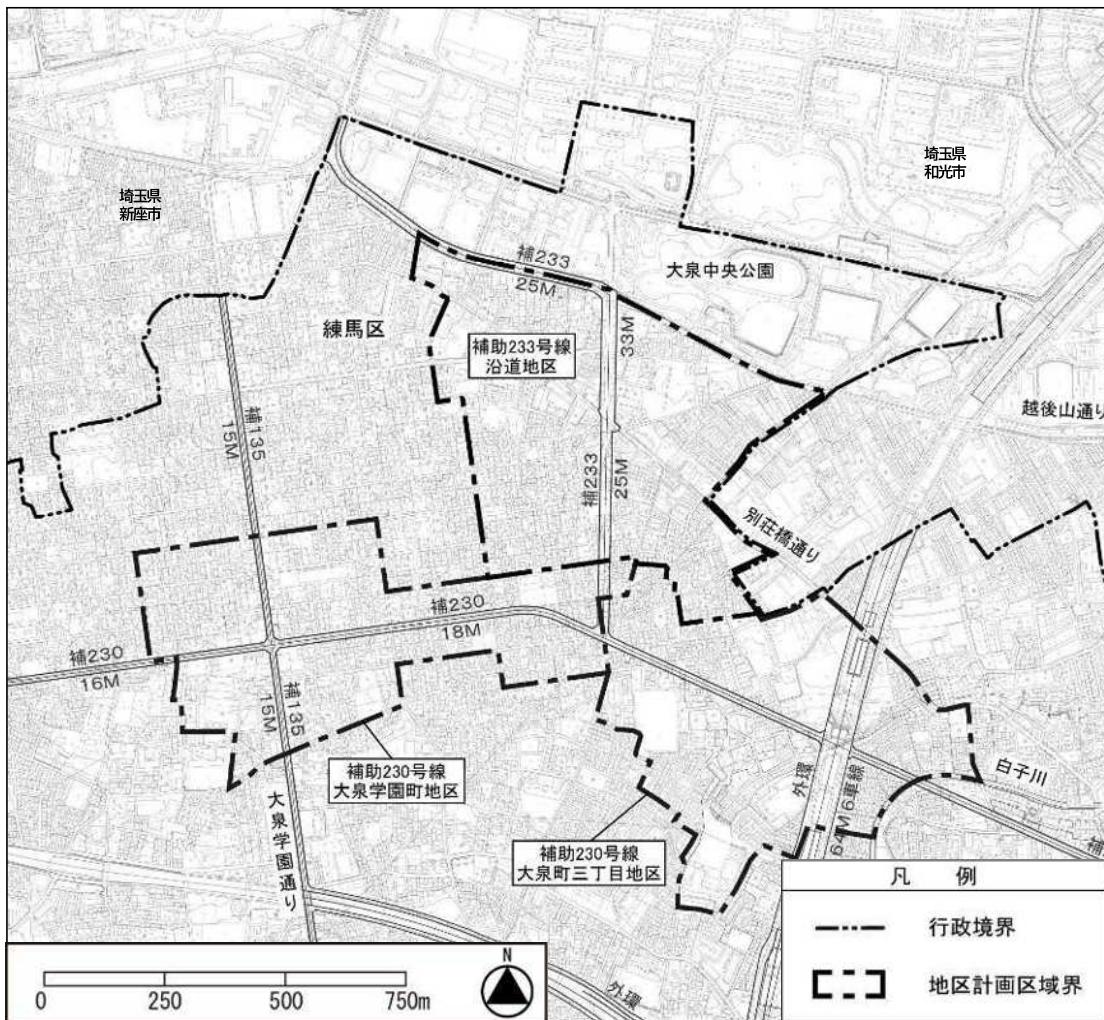
令和7年12月19日	練馬区都市計画審議会へ付議 (地区計画の決定および変更、高度地区の変更、防火 地域及び準防火地域の変更)
令和8年2月	東京都都市計画審議会へ付議（東京都） (用途地域の変更)
3月	都市計画決定・変更、告示

※ 令和8年第二回練馬区議会定例会に「練馬区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の改正案を提出予定

## 6 添付資料

(1) 補助233号線沿道地区地区計画の都市計画原案に関する意見書の要旨および区の見解について（参考資料①）	P 71～72
(2) 現況写真（参考資料②）	P 73
(3) 都市計画原案説明会資料（参考資料③）	別添

## 7 区域図



この地図は、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。 (承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

## 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

東京都市計画地区計画

補助233号線沿道地区地区計画

### 2 理由

本地区は練馬区の北西部に位置し、全域が大泉風致地区に指定され、地区北部には生産緑地が存在する豊かなみどりを備えた住宅地である。

地区南側では東京都市計画道路幹線街路補助線街路第233号線（以下「補助233号線」という。）の整備が進められており、沿道では街並みの大きな変化が見込まれる。一方で、後背地では住環境の保全や道路整備の充実が課題であり、適切な土地利用の誘導が求められている。

補助233号線は、東京都防災都市づくり推進計画において一般延焼遮断帯に位置付けられており、練馬区都市計画マスタープランにおいては、補助233号線沿道では周囲と調和のとれた建物の中層化をめざすほか、道路整備の進捗や周辺環境に配慮しながら、延焼遮断帯の形成等で防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めるとしている。

また、後背地はみどり豊かな地区として、良好な住環境を保全していくとしている。

重点地区まちづくり計画「補助233号線沿道地区」においても、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、みどり豊かで良好な居住環境に配慮しつつ、災害に強く安全・安心なまちづくりを進めていくこととしている。

今後、補助233号線の整備が進行していくなか、地区の特性を踏まえながら、周辺住宅地と自然景観に配慮したまちづくりを進める必要がある。

以上のことから、補助233号線を中心とした幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導と、災害に強くみどり豊かで景

観に配慮した魅力ある街並みの形成を図るため、面積約38.2ヘクタールの区域について地区計画を決定するものである。

## 東京都市計画地区計画の決定（練馬区決定）

都市計画補助 233 号線沿道地区地区計画をつぎのように決定する。

名 称	補助 233 号線沿道地区地区計画
位 置 ※	練馬区大泉町三丁目、大泉学園町七丁目および大泉学園町八丁目各地内
面 積 ※	約 38.2ha
地区計画の目標	<p>本地区は練馬区の北西部に位置し、全域が大泉風致地区に指定され、地区北部には生産緑地が存在する豊かなみどりを備えた住宅地である。地区内を通る東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 233 号線（以下「補助 233 号線」という。）については、既に完成した北側区間（別荘橋通り以北）の沿道は、ケヤキ並木が広がる良好な住宅地となっており、地区的南側区間（別荘橋通り以南）は補助 233 号線の整備が進み、沿道では街並みの大きな変化が見込まれる。一方で、後背地では敷地の細分化による建て詰まりを防ぐなど住環境の保全や、地区に狭い道路や行き止まり道路が多いことから道路基盤の充実が課題となっている。</p> <p>補助 233 号線は、東京都防災都市づくり推進計画において一般延焼遮断帯に位置付けられており、練馬区都市計画マスター プランにおいては、補助 233 号線沿道では、周囲と調和のとれた建物の中層化をめざすほか、道路整備の進捗や周辺環境に配慮しながら、延焼遮断帯の形成等で防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めているとしている。また、後背地はみどり豊かな地区として、良好な住環境を保全していくとしている。</p> <p>重点地区まちづくり計画「補助 233 号線沿道地区」においても、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、みどり豊かで良好な居住環境に配慮しつつ、災害に強く安全・安心なまちづくりを進めていくこととしている。</p> <p>以上のことから、補助 233 号線を中心とした、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導による生活利便性の向上や誰もが安全・安心に暮らせる災害に強い生活環境の形成、安全で快適な暮らしを支える交通環境の形成を目指すとともに、みどり豊かで良好な住環境の維持を図るものとする。</p>
関する区域の整備、開発および保全に	<p>土地利用の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助 233 号線沿道地区 周辺住宅地の良好な住環境に配慮しながら、補助 233 号線沿道にふさわしい商業・業務施設や生活サービス施設の適度な立地による地域の利便性の向上を図るとともに、防災性が高い街並みを形成する。</li> <li>2 長久保通り沿道地区 大泉学園通りから続く近隣商業地としての集積を活かし、身近な生活を支える店舗や中層住宅を中心とした街並みを形成する。</li> <li>3 越後山通り沿道地区・別荘橋通り沿道地区 現在の中低層住宅を中心とした街並みを維持するとともに、地域の人々が憩えるような店舗等が立地する市街地を形成する。</li> <li>4 住宅地区 風致地区にふさわしいみどり豊かな敷地と統一感のある街並みに配慮した、良好な低層住宅地を形成する。</li> </ol>

関する方針 区域の整備、開発および保全に	地区施設の整備の方針	道路 練馬区道路網計画に基づき、地区全体の道路ネットワークの形成を図るとともに、防災性の向上や安全な暮らしを図るため、不接道宅地の解消に資する道路や隅切りの整備を促進する。			
	建築物等の整備の方針	1 住宅と店舗等が調和した街並みを誘導するため、建築物等の用途の制限を定める。 2 公共施設の整備と土地の有効利用を一体的に誘導するため、建築物の容積率の最高限度を定める。 3 敷地の細分化を防止し、ゆとりある住環境を確保するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 4 道路空間および道路交差部における見通し空間を確保し、安全性や防災性の向上を図るため、壁面の位置の制限および壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 5 周辺の住環境に配慮した街並みの形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。 6 落ち着きのある良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限を定める。 7 地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、またみどり豊かな街並みの形成を図るため、垣または柵の構造の制限を定める。			
地区整備計画 ∞	道路 地区施設の配置および規模	名称	幅員	延長	備考
		区画道路 1 号	6.0m	約 90m	拡幅
		区画道路 2 号	6.0m ~ 6.2m	約 300m	拡幅・既設
		区画道路 3 号	6.0m	約 140m	拡幅
		区画道路 4 号	6.0m	約 280m	拡幅
		区画道路 5 号	6.0m	約 230m	拡幅
		区画道路 6 号	6.0m	約 240m	拡幅
		区画道路 7 号	6.0m ~ 6.3m	約 180m	拡幅・既設
		区画道路 8 号	6.0m	約 330m	拡幅・既設
		区画道路 9 号	3.0m (6.0m) ~ 6.1m	約 290m	拡幅・既設
		区画道路 10 号	3.0m (6.0m)	約 160m	拡幅
( ) は地区外を含めた幅員					
		名称	箇所	備考	
		隅切り	底辺 3 m の二等辺三角形 : 64 箇所	新設	

地区整備計画 建築物等に関する事項	地区の区分	名称	補助 233 号線沿道地区			長久保通り沿道地区		越後山通り 沿道地区	別荘橋通り 沿道地区	住宅地区	
			A 地区	B 地区	C 地区	A 地区	B 地区			A 地区	B 地区
		面積	約 3.0ha	約 2.0ha	約 1.7ha	約 1.1ha	約 0.6ha	約 1.2ha	約 1.5ha	約 0.8ha	約 26.3ha
	建築物等の用途の制限 ※	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等 (3) 建築基準法別表第 2 (ニ) 項に掲げる建築物	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等	—	—	—	—	—
	建築物の容積率の最高限度	区域の特性に応じた建築物の容積率の最高限度	—	10 分の 30			—				
	建築物の容積率の最高限度 ※	公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度	—	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合（建築基準法第 68 条の 4 第 1 項に基づく認定）または道路法第 18 条第 2 項の規定に基づく補助 233 号線の道路供用開始告示後は、以下の容積率を適用しない。	10 分の 20	10 分の 10	—				

	建築物の敷地面積の最低限度	110 m <sup>2</sup>	—	110 m <sup>2</sup>				
地区整備計画 建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	1 計画図3に表示する壁面の位置の制限1号が定められている部分においては、建築物の外壁またはこれに代わる柱（ベランダ、バルコニー、軒、出窓等を含む。以下「外壁等」という。）の面から道路中心線までの距離は、3m以上とする。 2 計画図3に表示する壁面の位置の制限2号が定められている部分においては、建築物の外壁等の面の位置は、道路境界線（建築物の敷地に接する地区施設（区画道路）がある場合は、当該地区施設の計画線とする。以下同じ。）の交点を頂点とする長さ3mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を越えてはならない。 3 道路（区画道路および補助233号線を含む。）が交わる角敷地（交差により生じる隅角が120度以上の場合および壁面の位置の制限2号が定められている部分を除く。）においては、建築物の外壁等の面の位置は、道路境界線（都市計画道路がある場合は当該都市計画道路の計画線とする。）の交点を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を越えてはならない。						
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面の位置の制限により建築物が後退した区域については、門、塀、擁壁、広告物、看板、自動販売機等通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、公益上必要なもので用途上または構造上やむを得ないものは、この限りでない。						
	建築物等の高さの最高限度	17mかつ5階（地階を除く。）以下 ただし、練馬区風致地区条例第2条に基づく許可を受けた建築物に限る。	—					
	建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限	1 建築物の屋根、外壁等および屋外広告物の形態または色彩その他の意匠は、原色の使用を避け、周辺の街並みと調和した落ち着いた色合いのものとする。 2 コンテナを利用した建築物を建築する場合は、開放感のあるデザインとし、外壁には化粧を施すなど景観に配慮したものとする。						
	垣または柵の構造の制限	1 道路に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等とする。ただし、高さ60cm以下の部分は、この限りでない。 2 補助233号線、長久保通り、越後山通り、別荘橋通りに面する部分については、接する敷地の長さの10分の4以上の部分を、道路に沿って緑化しなければならない。ただし、土地利用上やむを得ず緑化ができない部分がある場合または道路に面してショーウィンドウ、ディスプレイ等、屋内外の活動が相互に望め、賑わいを創出するような形態の部分を設ける場合は、緑化が必要となる長さから当該部分の長さを除くことができる。						

※は知事協議事項

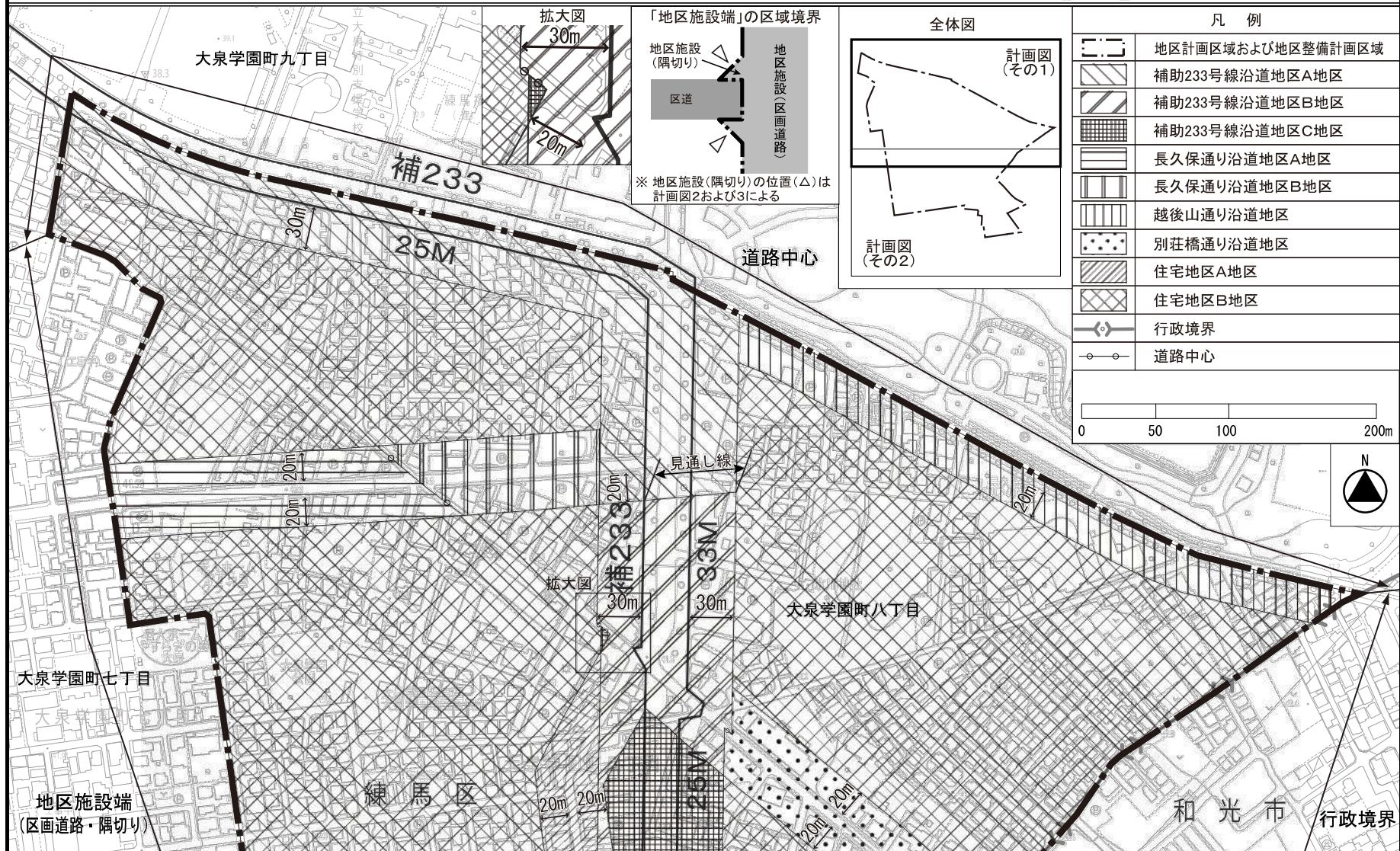
「区域、地区の区分、地区施設の配置および壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：補助233号線沿道を中心とした幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導と、災害に強くみどり豊かで景観に配慮した魅力ある街並みの形成を図るため、地区計画を決定する。

# 東京都市計画地区計画 補助233号線沿道地区地区計画

## 計画図1（その1）【案】

〔練馬区決定〕



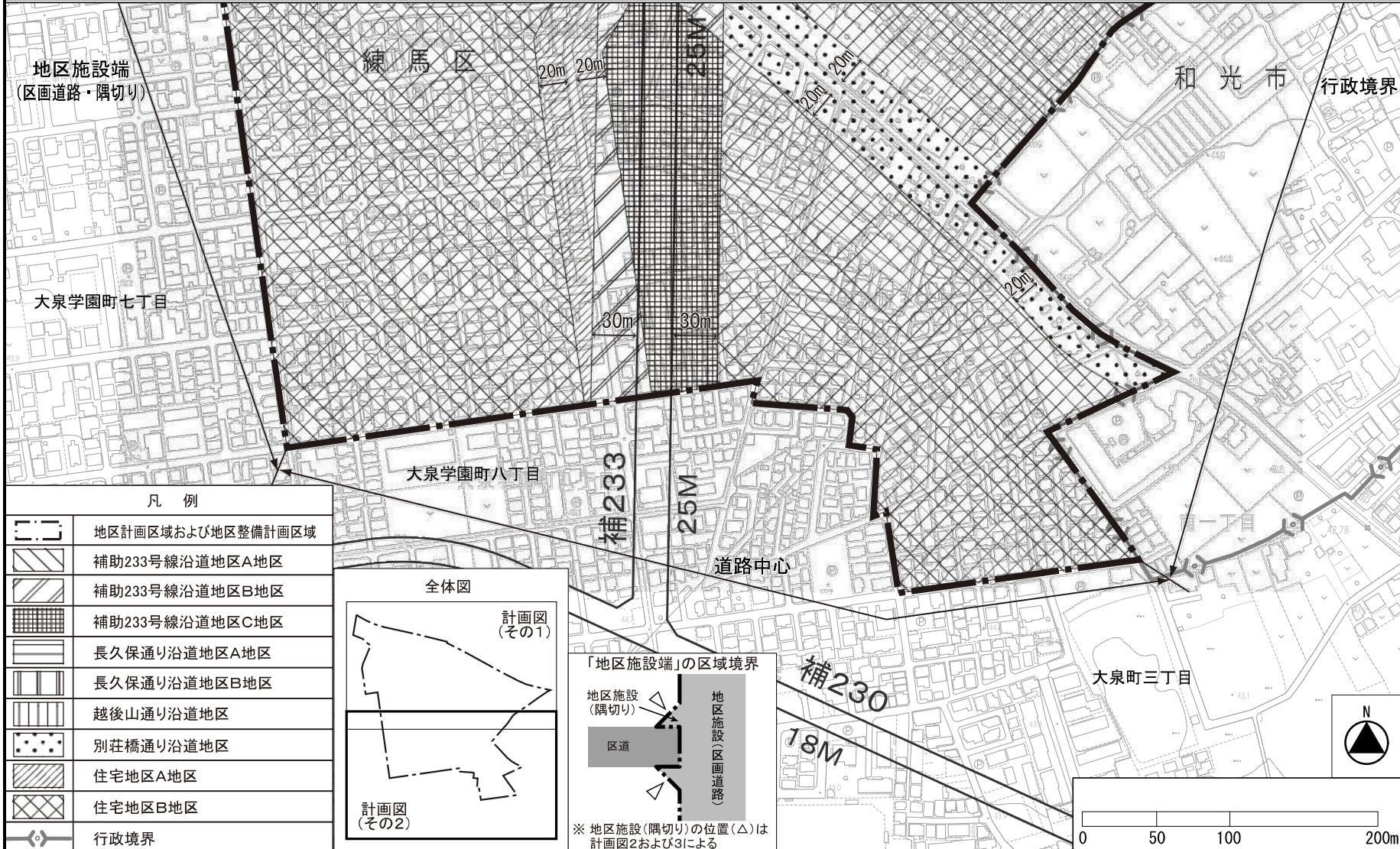
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。

(承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日  
東京都及び株式会社ミッドドアマップ東京

東京都市計画地区計画  
補助233号線沿道地区地区計画

計画図1（その2）【案】

[練馬区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。

無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。 (承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

東京都市計画地区計画  
補助233号線沿道地区地区計画

計画図2 (その1) 【案】

[練馬区決定]

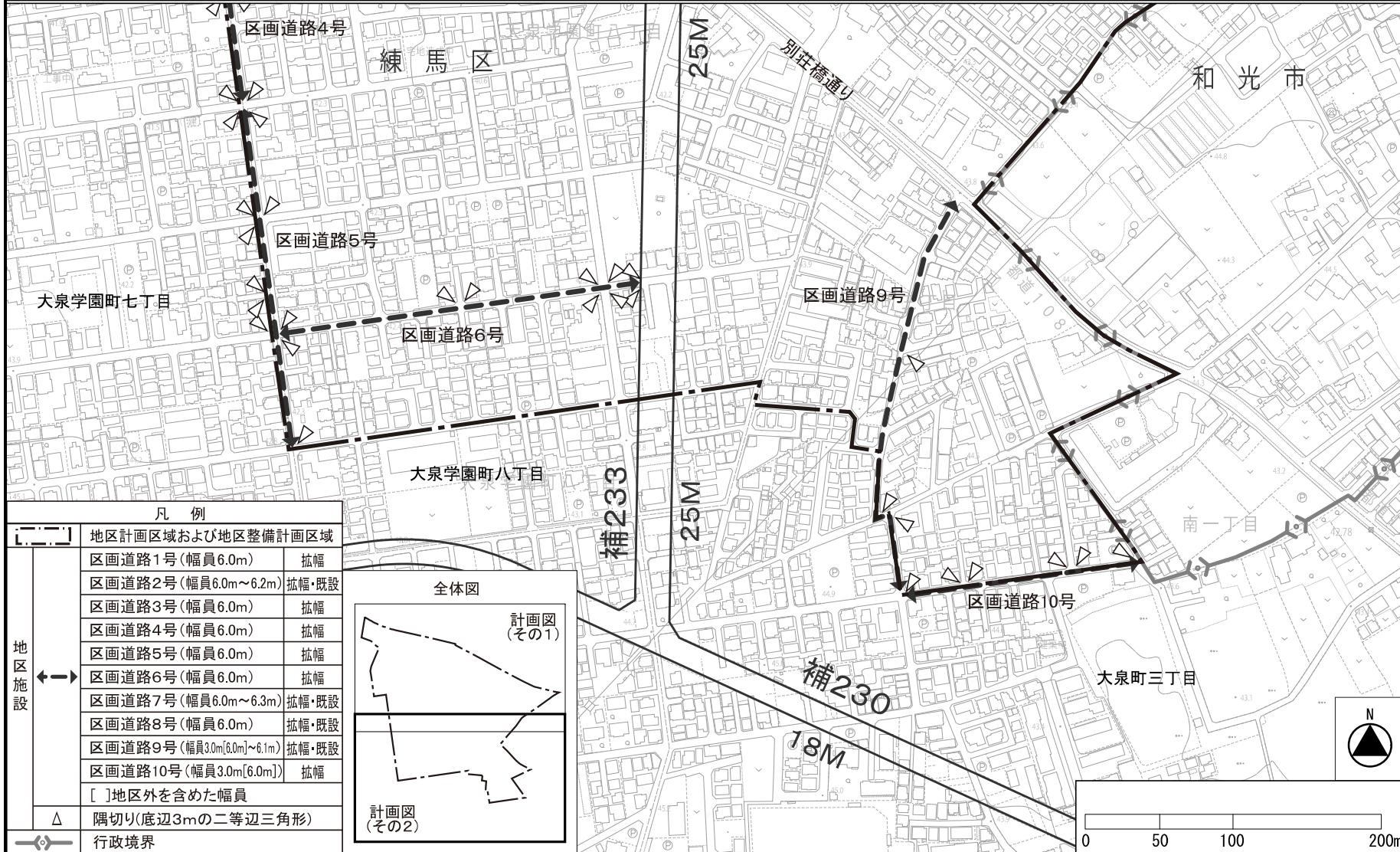


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。  
無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

東京都市計画地区計画  
補助233号線沿道地区地区計画

計画図2（その2）【案】

〔練馬区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。  
無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。 (承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

東京都市計画地区計画  
補助233号線沿道地区地区計画

計画図3（その1）【案】

〔練馬区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。  
無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。 (承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

東京都市計画地区計画  
補助233号線沿道地区地区計画

計画図3（その2）【案】

〔練馬区決定〕

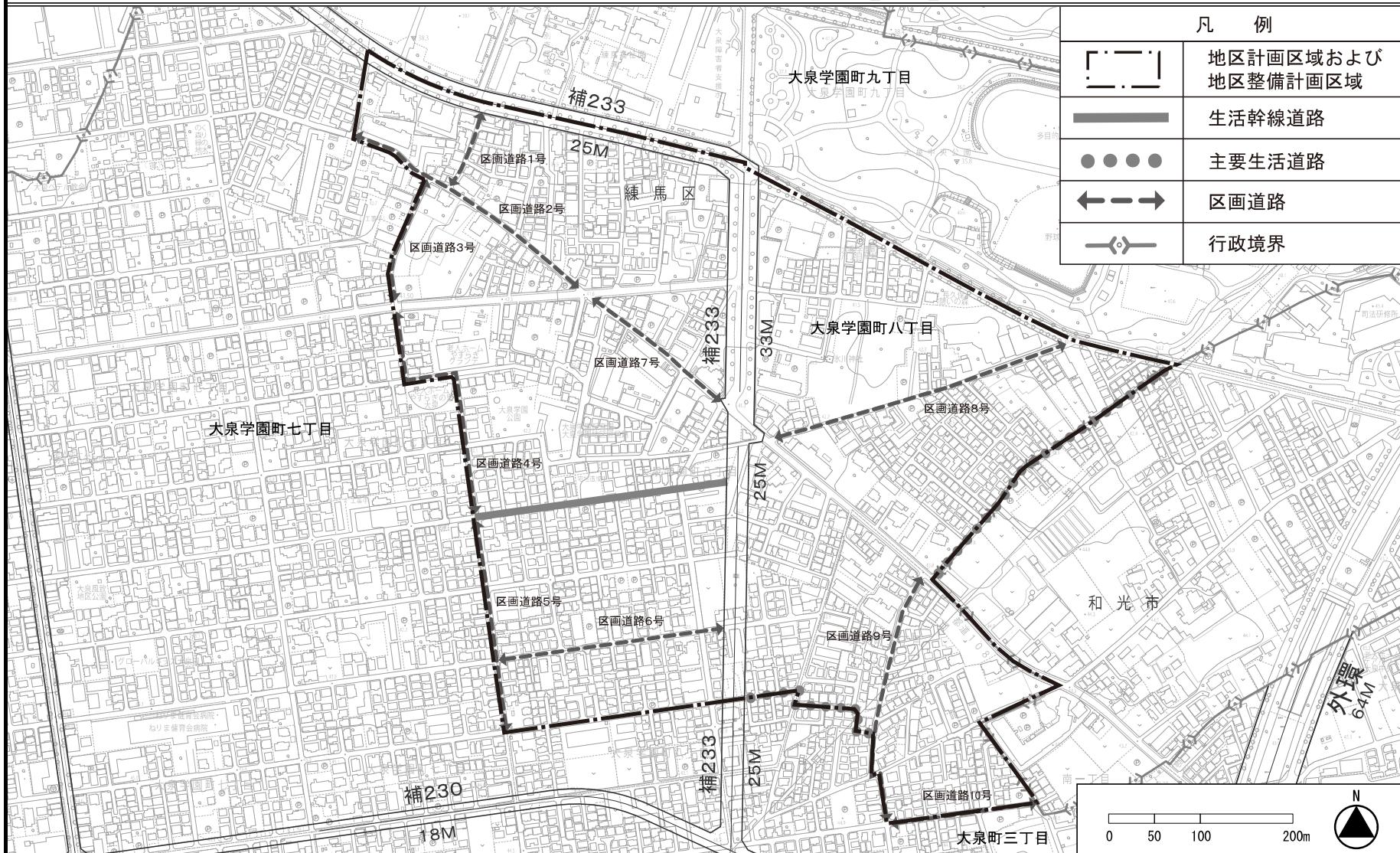


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。  
無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。 (承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

東京都市計画地区計画  
補助233号線沿道地区地区計画

方針附図【案】

[練馬区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。

無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日



## 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

東京都市計画地区計画

補助230号線大泉町三丁目地区地区計画

### 2 理由

本地区は練馬区の北西部に位置し、都市計画公園である大泉町もみじやま公園や比較的大きな生産緑地が存在するみどりの多い住宅地である。

地区内には、都営地下鉄大江戸線の光が丘駅から大泉学園町方面への延伸に伴う新駅の設置が予定されており、延伸の導入空間となる東京都市計画道路幹線街路補助線街路第230号線（以下「補助230号線」という。）の整備が進められている。

地区の特性を踏まえた建築物等の適正な制限を行うことにより、地域にふさわしい土地利用の誘導と、災害に強くみどり豊かで良好な住環境の保全や景観に配慮した街並みの形成を目的として、平成28年に地区計画を決定した。

本地区西部では、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第233号線（以下「補助233号線」という。）の整備が進められており、沿道では街並みの大きな変化が見込まれる。補助233号線は、補助230号線と併せて東京都防災都市づくり推進計画において一般延焼遮断帯に位置付けられており、練馬区都市計画マスタートップランにおいては、補助233号線沿道では周囲と調和のとれた建物の中層化をめざすほか、道路整備の進捗や周辺環境に配慮しながら、延焼遮断帯の形成等で防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めるとしている。

重点地区まちづくり計画「補助233号線沿道地区」においても、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、みどり豊かで良好な居住環境に配慮しつつ、災害に強く安全・安心なまちづくりを進めていくこととしている。

以上のことから、補助233号線の整備に伴い、面積約32.8ヘクタールの区域のうち、面積約0.3ヘクタールについて地区計画を変更するものである。

## 東京都市計画地区計画の変更（練馬区決定）

都市計画補助 230 号線大泉町三丁目地区地区計画をつぎのように変更する。

名 称	補助 230 号線大泉町三丁目地区地区計画	
位 置 ※	練馬区大泉町一丁目、大泉町二丁目および大泉町三丁目各地内	
面 積 ※	約 32.8ha	
地区計画の目標	<p>本地区は区の北西部に位置し、都市計画公園である大泉町もみじやま公園や比較的大きな生産緑地が存在するみどりの多い住宅地である。</p> <p>地区内では、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 230 号線（以下「補助 230 号線」という。）および東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 233 号線（以下「補助 233 号線」という。）の整備が進められており、補助 230 号線および補助 233 号線沿道では街並みの大きな変化が見込まれる一方で、周辺市街地では、住環境の保全や道路基盤の充実が課題となっている。また、補助 230 号線は、都営地下鉄大江戸線の光が丘から大泉学園町方面に向かう東京 12 号線（以下「12 号線」という。）延伸の導入を予定している空間であり、地区内に新駅の設置が予定されている。</p> <p>東京都防災都市づくり推進計画において、補助 230 号線および補助 233 号線沿道は、一般延焼遮断帯に位置付けられ、練馬区都市計画マスタープランにおいて、新駅予定地周辺は、「地域の特性を活かした生活拠点としての利便性を高め」、補助 230 号線沿道は、「土地の高度利用を進め、商業・業務施設の利用を促進する」、補助 233 号線沿道は、「周囲と調和のとれた建物の中層化をめざすほか、道路整備の進捗や周辺環境に配慮しながら、延焼遮断帯の形成等で防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを進める」としている。また、本地区は「防災性の向上を図るとともに、みどり豊かで良好な住環境の保全や景観に配慮した街並み形成を進める」としている。</p> <p>以上のことから、本地区計画により、地区の特性を踏まえた建築物等の適正な制限を行うことにより、地域にふさわしい土地利用の誘導と、災害に強くみどり豊かで良好な住環境の保全や景観に配慮した街並みの形成を目指す。</p>	
区域の整備、開発 および保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区を 5 地区に区分し、それぞれの地区特性に応じた土地利用の方針をつぎのように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新駅周辺地区 12 号線延伸に伴う新駅の設置を見据えて、生活拠点にふさわしい地域の生活利便の向上に資する土地利用を誘導するとともに、景観に配慮した防災性が高い街並みを形成する。補助 230 号線の沿道においては、周辺住宅地の良好な住環境にも配慮しながら、健全かつ合理的な土地の高度利用を進める。</li> <li>補助 230 号線沿道地区 周辺住宅地の良好な住環境に配慮しながら、住宅と店舗が調和した補助 230 号線沿道にふさわしい土地の高度利用を誘導するとともに、みどり豊かで景観に配慮した良好かつ防災性が高い街並みを形成する。</li> <li>補助 233 号線沿道地区 周辺住宅地の良好な住環境に配慮しながら、補助 233 号線沿道にふさわしい商業・業務施設や生活サービス施設の適度な立地による地域の利便性の向上を図るとともに、防災性が高い街並みを形成する。</li> <li>生活幹線道路等沿道地区 中層住宅を中心とした生活幹線道路沿道にふさわしい土地利用への誘導を図り、みどり豊かで景観に配慮した良好な街並みを形成する。</li> <li>低層住宅地区 低層住宅を主体としたみどり豊かで景観に配慮した良好な住宅市街地を保全する。</li> </ol>

区域の整備、開発および保全に関する方針	地区施設の整備の方針	地区全体の道路ネットワークを形成するとともに防災性の向上を図るために、生活幹線道路および区画道路の整備を誘導する。							
	建築物等の整備の方針	1 住宅と店舗が調和した街並みを誘導するため、建築物等の用途の制限を定める。 2 敷地の細分化を防ぐとともに、ゆとりのある住環境を保全するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 3 周辺住宅地への配慮と良好な景観を誘導するため、建築物等の高さの最高限度および建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限を定める。 4 道路空間および道路交差部における見通し空間を確保し、安全性や防災性の向上を図るために、壁面の位置の制限および壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 5 地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、またみどり豊かな街並みを形成するため、垣または柵の構造の制限を定める。							
地区整備計画 お地区より施設の規配模置	種類 道路	名 称	幅 員		延 長	備 考			
		生活幹線道路 1 号※	6.0m (12.0m)		約 170m	拡幅			
		区画道路 1 号	3.0m (6.0m) ~7.1m		約 580m	拡幅			
		区画道路 2 号	3.0m (6.0m)		約 210m	拡幅・既設			
		区画道路 3 号	3.0m (6.0m) ~6.0m		約 340m	既設			
		区画道路 4 号※	8.5m~8.9m		約 190m	既設			
		区画道路 5 号	4.5m~6.0m		約 340m	新設			
		区画道路 6 号	3.0m (6.0m)		約 110m	拡幅			
建築物等に関する事項	( )は地区外を含めた幅員								
	区分の 名 称	新駅周辺地区			補助 230 号線沿道地区	補助 233 号線沿道地区	生活幹線道路等沿道地区	低層住宅地区	
		A 地区	B 地区	C 地区	A 地区	B 地区			
	面 積	約 2.6ha	約 0.8ha	約 1.7ha	約 2.4ha	約 0.2ha	約 0.2ha	約 0.1ha	
	建築物等の用途の制限※		つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場				つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等 (3) 建築基準法別表第 2 (に) 項に掲げる建築物	――	

地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度※	区域の特性に応じた建築物の容積率の最高限度	10分の30	—	10分の30	—
		公共施設の整備状況に応じた建築物の容積率の最高限度	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合(建築基準法第68条の4第1項に基づく認定)または道路法第18条第2項の規定に基づく補助230号線(側道を含む。)の道路供用開始告示後は以下の容積率を適用しない。	—	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合(建築基準法第68条の4第1項に基づく認定)または道路法第18条第2項の規定に基づく補助230号線(側道を含む。)の道路供用開始告示後は以下の容積率を適用しない。	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合(建築基準法第68条の4第1項に基づく認定)または道路法第18条第2項の規定に基づく補助233号線の道路供用開始告示後は以下の容積率を適用しない。
		10分の10	10分の20	10分の10	10分の20	10分の10
	建築物の敷地面積の最低限度		110 m <sup>2</sup> ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 本地区計画の決定告示日において敷地面積が110 m <sup>2</sup> 未満で、その敷地全てを一の敷地として使用する場合 (2) 本地区計画の決定告示日以降に、公共施設の整備等により敷地面積が110 m <sup>2</sup> 未満となり、その敷地全てを一の敷地として使用する場合			
	壁面の位置の制限		1 計画図に表示する壁面の位置の制限1号が定められている部分においては、建築物の外壁またはこれに代わる柱(ベランダ、バルコニー、軒および出窓等を含む。)(以下「外壁等」という。)から道路中心線までの距離は、6m以上とする。 2 計画図に表示する壁面の位置の制限2号が定められている部分においては、建築物の外壁等から道路中心線までの距離は、3m以上とする。 3 計画図に表示する壁面の位置の制限3号が定められている部分においては、建築物の外壁等から区画道路東側境界線までの距離は6m以上とする。 4 道路(都市計画道路、生活幹線道路および区画道路を含む。)が交わる角敷地(交差により生じる内角が120度以上の場合を除く。)では、建築物の外壁等の面は、道路境界線の交点を頂点とする二等辺三角形の長さ2mの底辺となる線以上後退させるものとする。			
	壁面後退区域における工作物の設置の制限		壁面の位置の制限により建築物が後退した区域については、門、扉、擁壁、廣告物、看板および自動販売機等の通行の妨げとなるような工作物等を設置してはならない。ただし、公益上必要なもので用途上または構造上やむを得ないものは、この限りでない。			

地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物等の高さの最高限度	17m ただし、練馬区風致地区条例第2条に基づく許可を受けた建築物に限る。	17m以下かつ5階 (地階を除く。) 以下	15m	—
	建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限	1 建築物の屋根および外壁等の色彩は、原色の使用を避け、街並みとの調和を図るものとする。 2 補助233号線沿道地区においては、コンテナを利用した建築物を建築する場合は、開放感のあるデザインとし、外壁には化粧を施すなど景観に配慮したものとする。			
	垣または柵の構造の制限	1 道路（補助233号線を除く。）に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等の開放性のある構造とする。ただし、高さ80cm以下の部分は、この限りでない。 2 補助233号線に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等とする。ただし、高さ60cm以下の部分は、この限りでない。 3 補助233号線に面する部分については、接する敷地の長さの10分の4以上の部分を、道路に沿って緑化しなければならない。ただし、土地利用上やむを得ない場合または道路に面してショーウィンドウ、ディスプレイ等、屋内外の活動が相互に望め、賑わいを創出するような形態の部分を設ける場合は、緑化が必要となる長さから当該部分の長さを除くことができる。			

※は知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置および壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：補助233号線沿道にふさわしい土地利用の誘導と、延焼遮断機能の形成などによる防災性の向上を図るため、地区計画を変更する。

## 変更概要

※\_\_\_\_\_は、変更箇所及び追加箇所を示す。

名称	補助 230 号線大泉町三丁目地区地区計画		
事項	旧	新	摘要
位置※	練馬区大泉町一丁目および大泉町三丁目各地内	練馬区大泉町一丁目、大泉町二丁目および大泉町三丁目各地内	区域の訂正
地区計画の目標	<p>本地区は区の北西部に位置し、都市計画公園である大泉町もみじやま公園や比較的大きな生産緑地が存在するみどりの多い住宅地である。</p> <p>地区内では、東京都市計画道路補助線街路第 230 号線（以下「補助 230 号線」という。）の整備が進められており、補助 230 号線では街並みの大きな変化が見込まれる一方で、周辺市街地では、住環境の保全や道路基盤の充実が課題となっている。また、補助 230 号線は、都営地下鉄大江戸線の光が丘から大泉学園町方面に向かう東京 12 号線（以下「12 号線」という。）延伸の導入を予定している空間であり、地区内に新駅の設置が予定されている。</p> <p>東京都防災都市づくり推進計画において、補助 230 号線沿道は、一般延焼遮断帯に位置づけられ、練馬区都市計画マスタープランにおいて、新駅予定地周辺は、「地域の特性を活かした生活拠点としての利便性を高め」、補助 230 号線沿道は、「土地の高度利用を進め、商業・業務施設の利用を促進する」としている。また、本地区は「防災性の向上を図るとともに、みどり豊かで良好な住環境の保全や景観に配慮した街並み形成を進める」としている。</p> <p>以上のことから、本地区計画により、地区の特性を踏まえた建築物等の適正な制限を行うことにより、地域にふさわしい土地利用の誘導と、災害に強くみどり豊かで良好な住環境の保全や景観に配慮した街並みの形成を目指す。</p>	<p>本地区は区の北西部に位置し、都市計画公園である大泉町もみじやま公園や比較的大きな生産緑地が存在するみどりの多い住宅地である。</p> <p>地区内では、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 230 号線（以下「補助 230 号線」という。）および東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 233 号線（以下「補助 233 号線」という。）の整備が進められており、補助 230 号線および補助 233 号線沿道では街並みの大きな変化が見込まれる一方で、周辺市街地では、住環境の保全や道路基盤の充実が課題となっている。また、補助 230 号線は、都営地下鉄大江戸線の光が丘から大泉学園町方面に向かう東京 12 号線（以下「12 号線」という。）延伸の導入を予定している空間であり、地区内に新駅の設置が予定されている。</p> <p>東京都防災都市づくり推進計画において、補助 230 号線および補助 233 号線沿道は、一般延焼遮断帯に位置付けられ、練馬区都市計画マスタープランにおいて、新駅予定地周辺は、「地域の特性を活かした生活拠点としての利便性を高め」、補助 230 号線沿道は、「土地の高度利用を進め、商業・業務施設の利用を促進する」、補助 233 号線沿道は、「周囲と調和のとれた建物の中層化をめざすほか、道路整備の進捗や周辺環境に配慮しながら、延焼遮断帯の形成等で防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを進める」としている。また、本地区は「防災性の向上を図るとともに、みどり豊かで良好な住環境の保全や景観に配慮した街並み形成を進める」としている。</p> <p>以上のことから、本地区計画により、地区の特性を踏まえた建築物等の適正な制限を行うことにより、地域にふさわしい土地利用の誘導と、災害に強くみどり豊かで良好な住環境の保全や景観に配慮した街並みの形成を目指す。</p>	地区区分の見直しに伴う変更および文言整理

区域の整備、開発および保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区を<u>4</u>地区に区分し、それぞれの地区特性に応じた土地利用の方針をつぎのように定める。</p> <p><u>1・2</u> [略] [新設]</p> <p><u>3・4</u> [略]</p>	<p>本地区を<u>5</u>地区に区分し、それぞれの地区特性に応じた土地利用の方針をつぎのように定める。</p> <p><u>1・2</u> [略]</p> <p><u>3</u> 補助 233 号線沿道地区 <u>周辺住宅地の良好な住環境に配慮しながら、補助 233 号線沿道にふさわしい商業・業務施設や生活サービス施設の適度な立地による地域の利便性の向上を図るとともに、防災性が高い街並みを形成する。</u></p> <p><u>4・5</u> [略]</p>	地区区分の見直しに伴う変更						
	建築物等の整備の方針	<p><u>1～4</u> [略]</p> <p>5 地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、みどり豊かな街並みを形成するため、垣または<u>さく</u>の構造の制限を定める。</p>	<p><u>1～4</u> [略]</p> <p>5 地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、<u>また</u>みどり豊かな街並みを形成するため、垣または<u>柵</u>の構造の制限を定める。</p>	現状にあわせた文言の整理						
地区施設の配置および規模 地区整備計画	種類	名称	幅員	延長	備考	名称	幅員	延長	備考	幅員の変更および表記の変更
	道路	生活幹線道路 1 号	[略]			生活幹線道路 1 号	[略]			
		区画道路 1 号	<u>3.0m～6.0m</u> (6.0m)	約 580m	拡幅	区画道路 1 号	<u>3.0m (6.0m)</u> ～7.1m	約 580m	拡幅	
		区画道路 2 号	[略]			区画道路 2 号	[略]			
		区画道路 3 号	<u>3.0m～6.0m</u> (6.0m)	約 340m	既設	区画道路 3 号	<u>3.0m (6.0m)</u> ～6.0m	約 340m	既設	
		区画道路 4 号・5 号	[略]			区画道路 4 号・5 号	[略]			
		[新設]				区画道路 6 号	<u>3.0m (6.0m)</u>	約 110m	拡幅	
		( ) は地区外を含めた幅員				( ) は地区外を含めた幅員				

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	新駅周辺地区		補助230号線沿道地区		生活幹線道路等沿道地区	低層住宅地区	新駅周辺地区			補助230号線沿道地区		補助233号線沿道地区		生活幹線道路等沿道地区	低層住宅地区	地区区分の見直しに伴う対象地区的追加および区域変更						
				A地区	B地区	C地区	A地区	B地区		A地区	B地区	C地区	A地区	B地区	A地区	B地区									
				面積	約 2.6 ha	約 0.8 ha	約 1.7 ha	約 2.4 ha	約 0.2 ha	約 2.2 ha	約 22.9 ha	約 2.6 ha	約 0.8 ha	約 1.7 ha	約 2.4 ha	約 0.2 ha	約 0.1 ha	約 2.1 ha	約 22.7 ha						
			建築物等の用途の制限※			つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場			—			つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場			つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 <u>(1) ホテルまたは旅館</u> <u>(2) 葬祭場等</u> <u>(3) 建築基準法別表第2(に)項に掲げる建築物</u>			—			地区区分の見直しに伴う対象地区的追加および新たな規定の追加				
			建築物の容積率の最高限度※	区域の特性に応じた建築物の容積率の最高限度			10分の30	—	10分の30			10分の30	—	10分の30			10分の30	—	地区区分の見直しに伴う対象地区的追加および新たな規定の追加						

地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度※	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合(建築基準法第68条の4第1項に基づく認定)、または道路法第18条第2項の規定に基づく都市計画道路補助230号線(側道含む。)の道路供用開始告示後は下記の容積率を適用しない。  10分の10 10分の20	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認められた場合(建築基準法第68条の4第1項に基づく認定)、または道路法第18条第2項の規定に基づく都市計画道路補助230号線(側道含む。)の道路供用開始告示後は下記の容積率を適用しない。  10分の10 10分の20	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認められた場合(建築基準法第68条の4第1項に基づく認定)、または道路法第18条第2項の規定に基づく都市計画道路補助230号線(側道含む。)の道路供用開始告示後は下記の容積率を適用しない。  10分の10 10分の20	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認められた場合(建築基準法第68条の4第1項に基づく認定)または道路法第18条第2項の規定に基づく補助230号線(側道含む。)の道路供用開始告示後は以下の容積率を適用しない。  10分の10 10分の20	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認められた場合(建築基準法第68条の4第1項に基づく認定)または道路法第18条第2項の規定に基づく補助230号線(側道含む。)の道路供用開始告示後は以下の容積率を適用しない。  10分の10 10分の20	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認められた場合(建築基準法第68条の4第1項に基づく認定)または道路法第18条第2項の規定に基づく補助230号線(側道含む。)の道路供用開始告示後は以下の容積率を適用しない。  10分の10 10分の20
		110 m <sup>2</sup> ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。 (1)・(2) [略]			110 m <sup>2</sup> ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 (1)・(2) [略]		

建築物等に関する事項 地区整備計画	壁面の位置の制限	<p>1・2 [略] [新設]</p> <p>3 道路（生活幹線道路および区画道路を含む。）が交差する角敷地（交差により生じる内角が120度以上の場合を除く。）では、建築物の外壁等の面は、道路境界線の交点を頂点とする二等辺三角形の長さ2mの底辺となる線以上後退させるものとする。</p>	<p>1・2 [略]</p> <p>3 計画図に表示する壁面の位置の制限3号が定められている部分においては、建築物の外壁等から区画道路東側境界線までの距離は6m以上とする。</p> <p>4 道路（都市計画道路、生活幹線道路および区画道路を含む。）が交わる角敷地（交差により生じる内角が120度以上の場合を除く。）では、建築物の外壁等の面は、道路境界線の交点を頂点とする二等辺三角形の長さ2mの底辺となる線以上後退させるものとする。</p>	精査による制限の追加
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>壁面の位置の制限により建築物が後退した区域については、門、<u>へい</u>、擁壁、広告物、看板および自動販売機等の通行の妨げとなるような工作物等を設置してはならない。ただし、公益上必要なもので用途上または構造上やむを得ないものはこの限りでない。</p>	<p>壁面の位置の制限により建築物が後退した区域については、門、<u>垣</u>、擁壁、広告物、看板および自動販売機等の通行の妨げとなるような工作物等を設置してはならない。ただし、公益上必要なもので用途上または構造上やむを得ないものはこの限りでない。</p>	現状にあわせた文言整理
	建築物等の高さの最高限度	<p>17m ただし、練馬区風致地区条例第2条に基づく許可を受けた建築物に限る。</p>	<p>17m 17m以下かつ5階（地階を除く。）以下 ただし、練馬区風致地区条例第2条に基づく許可を受けた建築物に限る。</p>	地区区分の見直しに伴う対象地区の追加および新たな規定の追加
	建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限	<p>建築物の屋根および外壁等の色彩は、原色の使用を避け、街並みとの調和を図るものとする。</p>	<p>1 建築物の屋根および外壁等の色彩は、原色の使用を避け、街並みとの調和を図るものとする。 2 補助233号線沿道地区においては、コンテナを利用した建築物を建築する場合は、開放感のあるデザインとし、外壁には化粧を施すなど景観に配慮したものとする。</p>	地区区分の見直しに伴う対象地区の追加および新たな規定の追加
	垣または柵の構造の制限	<p>道路に面する部分に設ける垣またはさくは、生け垣またはフェンス等の開放性のある構造とする。ただし、高さ80cm以下の部分はこの限りでない。 [新設]</p>	<p>1 道路（補助233号線を除く。）に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等の開放性のある構造とする。ただし、高さ80cm以下の部分はこの限りでない。 2 補助233号線に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等とする。ただし、高さ60cm以下の部分は、この限りでない。</p>	文言整理と地区区分の見直しに伴う対象地区の追加および新たな規定の追加

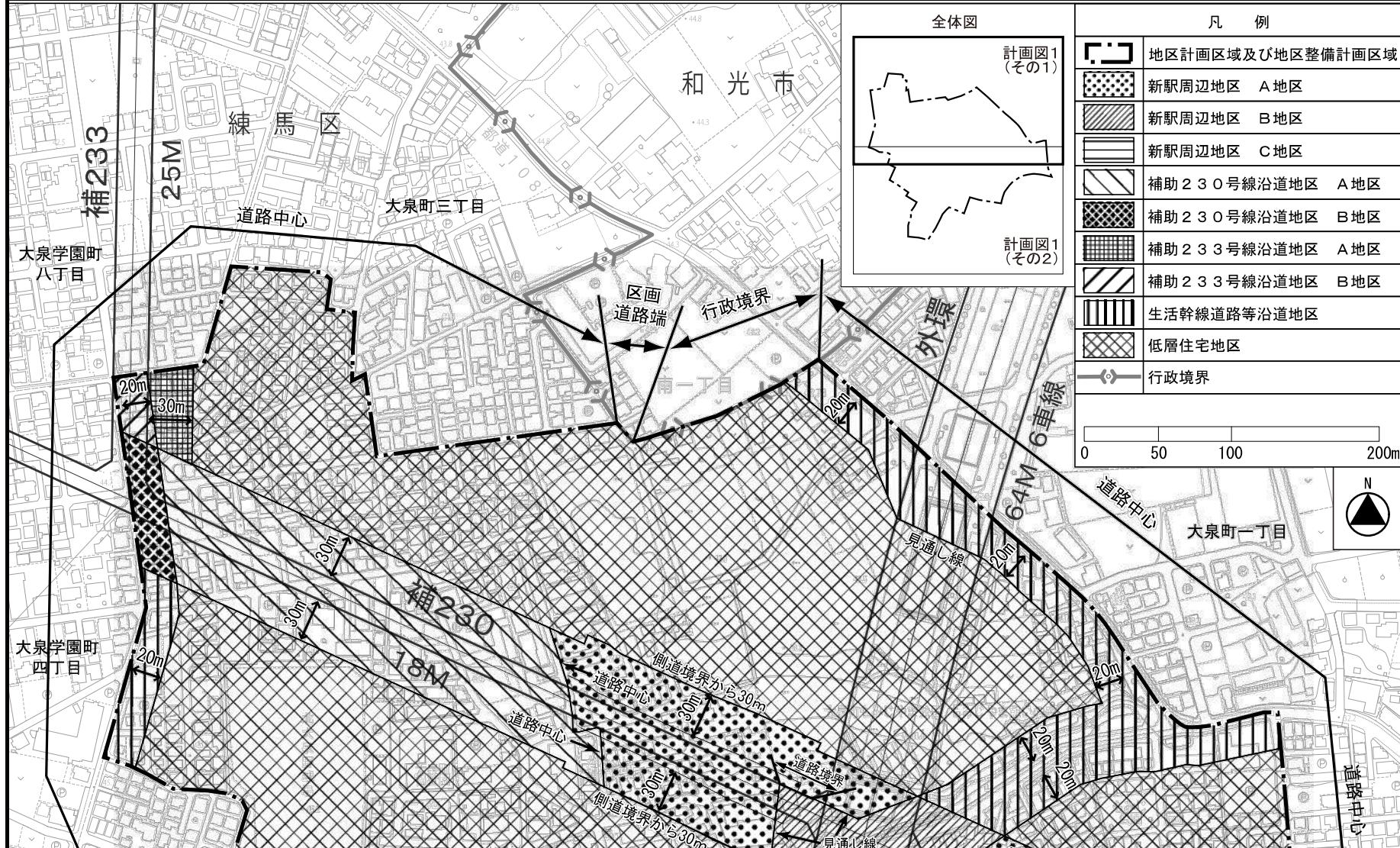
地区整備計画 建築物等に関する事項	[新設]  垣または柵の構造の制限	3 補助 233 号線に面する部分については、接する敷地の長さの 10 分の 4 以上の部分を、道路に沿って緑化しなければならない。ただし、土地利用上やむを得ない場合または道路に面してショーウィンドウ、ディスプレイ等、屋内外の活動が相互に望め、賑わいを創出するような形態の部分を設ける場合は、緑化が必要となる長さから当該部分の長さを除くことができる。	文言整理と地区区分の見直しに伴う対象地区の追加および新たな規定の追加
----------------------	-------------------------	---	------------------------------------

※は知事協議事項

# 東京都計画地区計画 補助 230号線大泉町三丁目地区地区計画

## 計画図1（その1）【案】[練馬区決定]

[練馬区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

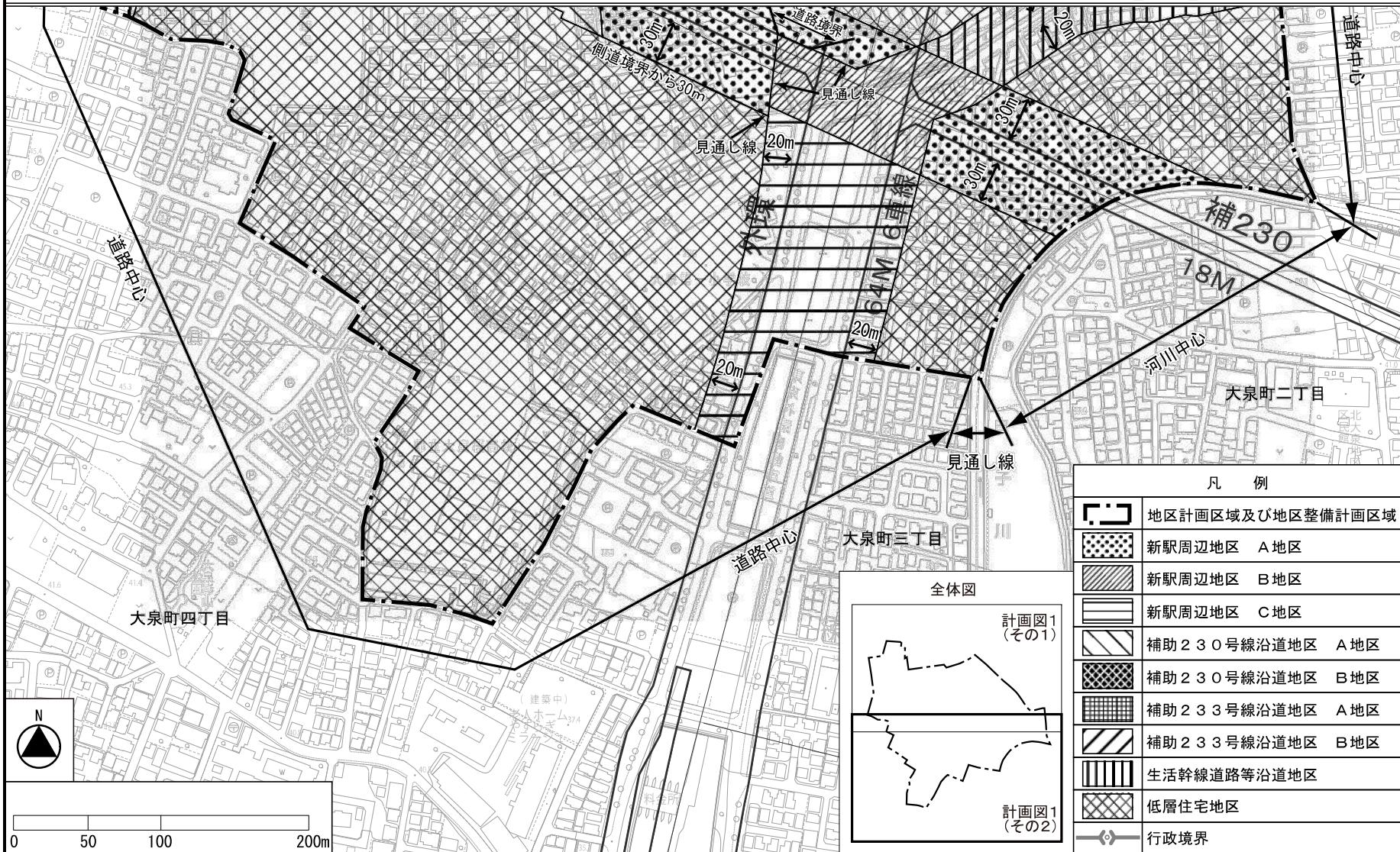
の地圖は、東京に歸屬する。株式會社新日本水木社は、その著作権を有する。

東京都市計画地区計画

補助 230 号線大泉町三丁目地区地区計画

計画図 1 (その 2) 【案】

〔練馬区決定〕

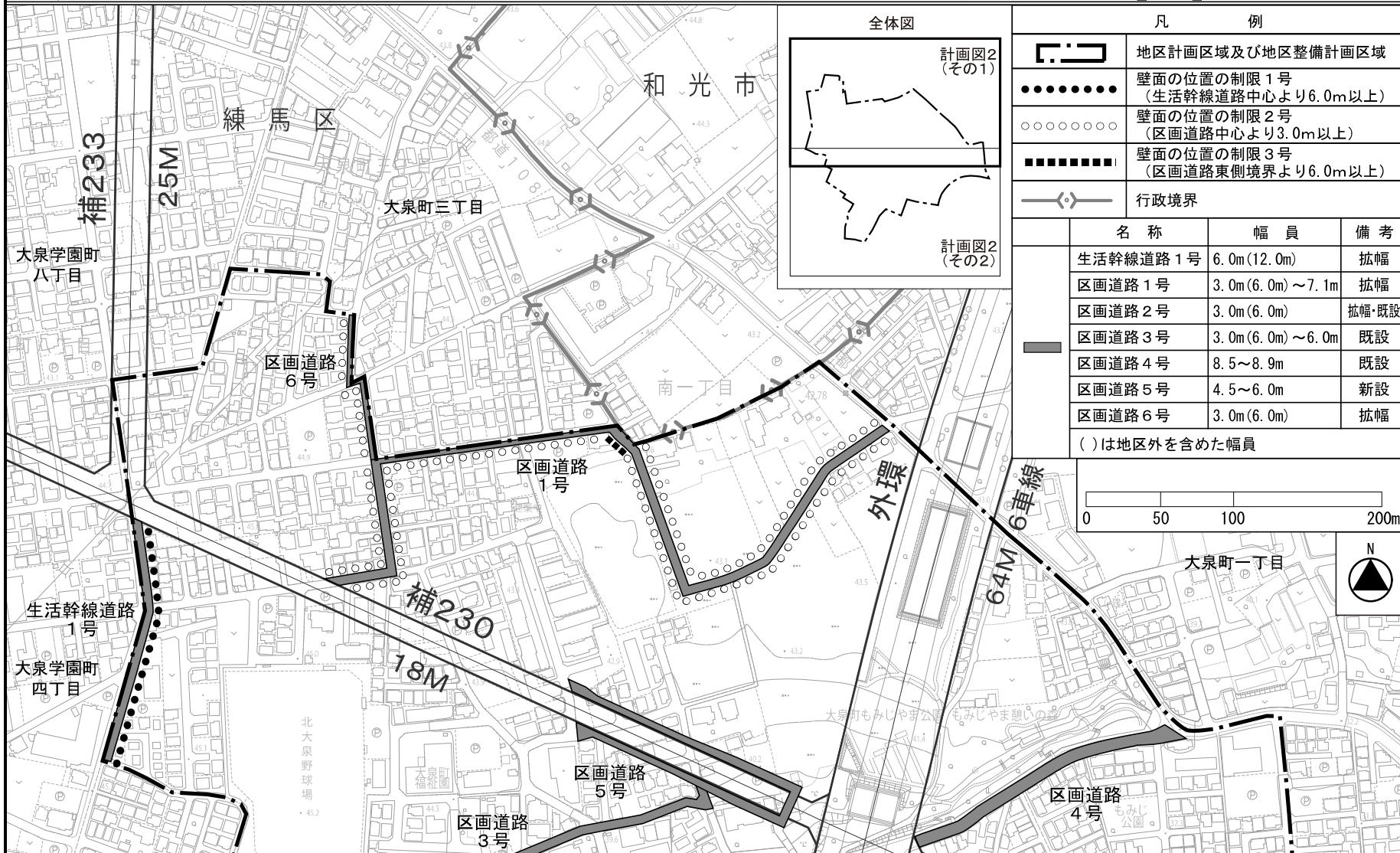


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

東京都市計画地区計画  
補助 230号線大泉町三丁目地区地区計画

計画図2(その1)【案】 [練馬区決定]



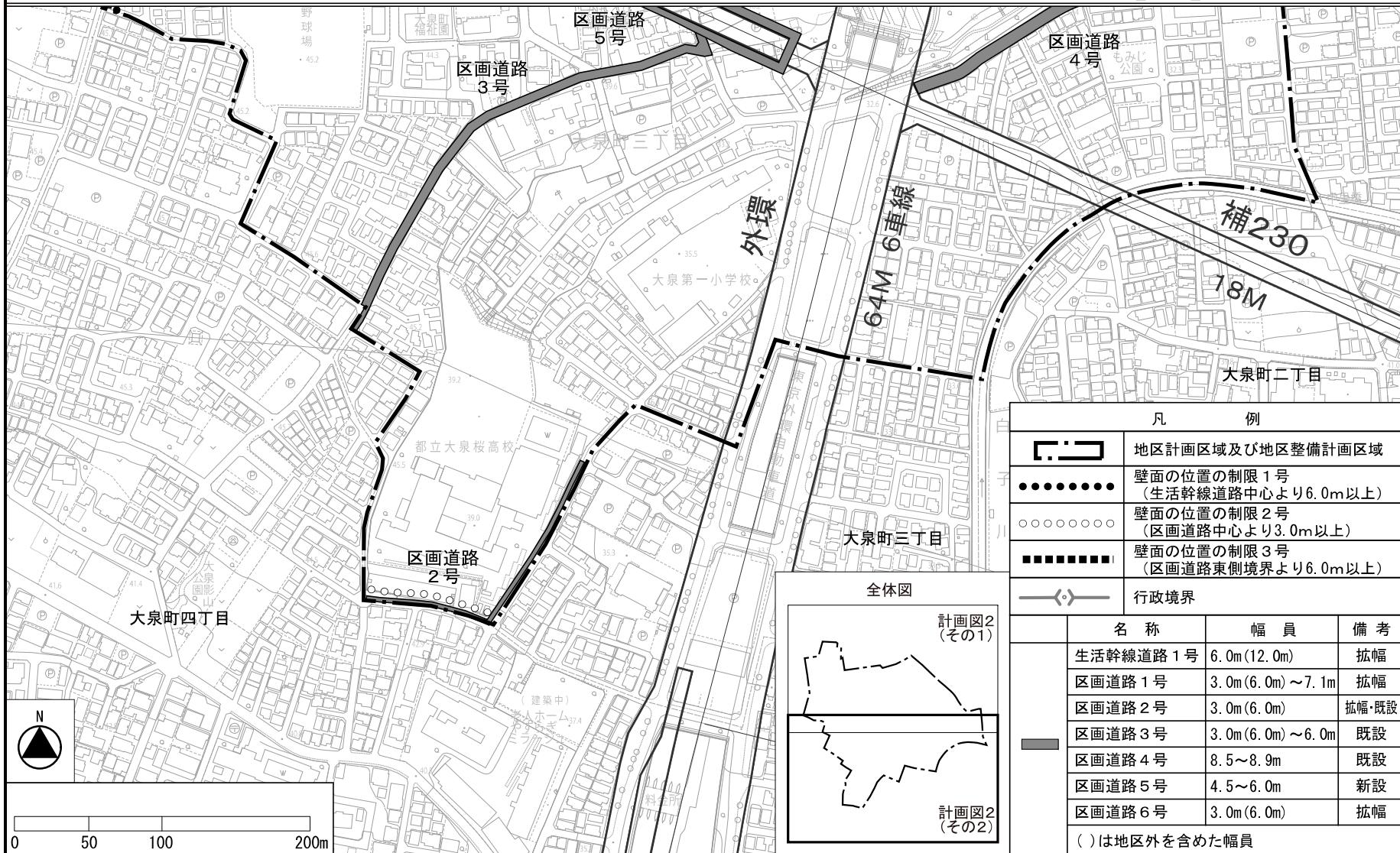
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

東京都市計画地区計画

補助 230 号線大泉町三丁目地区地区計画

計画図2 (その2) 【案】 [練馬区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日



## 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

東京都市計画地区計画

補助230号線大泉学園町地区地区計画

### 2 理由

本地区は練馬区の北西部に位置し、耕地整理で碁盤の目状に整備されたゆとりある街区が広がっている。全域が大泉風致地区に指定されており、地区内を南北に通る大泉学園通りの沿道には、桜並木や商店街が広がり、後背地は、豊かなみどりを備えた良質な住宅地となっている。

地区内には、都営地下鉄大江戸線の光が丘駅から大泉学園町方面への延伸に伴う新駅の設置が予定されており、延伸の導入空間となる東京都市計画道路幹線街路補助線街路第230号線（以下「補助230号線」という。）の整備が進められている。

新たな拠点の形成、防災性の向上および緑豊かで良好な住環境の保全・創出を図ることを目的として、令和4年に地区計画を決定した。

本地区東部では、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第233号線（以下「補助233号線」という。）の整備が進められており、沿道では街並みの大きな変化が見込まれる。補助233号線は、東京都防災都市づくり推進計画において一般延焼遮断帯に位置付けられており、練馬区都市計画マスタープランにおいては、補助233号線沿道では周囲と調和のとれた建物の中層化をめざすほか、道路整備の進捗や周辺環境に配慮しながら、延焼遮断帯の形成等で防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めているとしている。

重点地区まちづくり計画「補助233号線沿道地区」においても、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、みどり豊かで良好な居住環境に配慮しつつ、災害に強く安全・安心なまちづくりを進めていくこととしている。

以上のことから、補助 233 号線の整備に伴い、面積約 31.4 ヘクタールの区域のうち、面積約 0.7 ヘクタールについて地区計画を変更するものである。

## 東京都市計画地区計画の変更（練馬区決定）

都市計画補助230号線大泉学園町地区地区計画をつぎのように変更する。

名 称	補助230号線大泉学園町地区地区計画
位 置 ※	練馬区大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目および大泉学園町八丁目各地内
面 積 ※	約31.4ha
地区計画の目標	<p>本地区は練馬区の北西部に位置し、耕地整理で碁盤の目状に整備されたゆとりある街区が広がっている。全域が大泉風致地区に指定されており、地区内を南北に通る大泉学園通りの沿道には、桜並木や商店街が広がり、後背地は、豊かなみどりを備えた良質な住宅地となっている。</p> <p>地区内には、都営地下鉄大江戸線（以下「東京12号線」という。）の光が丘駅から大泉学園町方面への延伸に伴う新駅が予定されており、延伸の導入空間となる東京都市計画道路幹線街路補助線街路第230号線（以下「補助230号線」という。）や、補助230号線に接続する東京都市計画道路幹線街路補助線街路第233号線（以下「補助233号線」という。）の事業が進められている。地下鉄延伸や道路など都市基盤の整備が進み、街並みの大きな変化が見込まれる一方で、防災性の向上やこれまでの住環境の保全、新駅周辺の整備などが課題となっている。</p> <p>第2次みどりの風吹くまちビジョンのアクションプラン（戦略計画）においては、新駅予定地周辺では、公共交通機関への円滑な乗換えと多彩なイベントなどを開催できる駅前広場の計画や、商業施設や公共サービスの充実を目指した建築物の共同化について検討を進めているとしている。また、練馬区都市計画マスタープランにおいては、新駅予定地周辺では、駅前広場の整備などにより交通結節機能を充実し、地域の特性を生かした生活拠点として利便性を高めるとし、補助230号線沿道では、土地の高度利用を進め、商業・業務施設の利用を促進するとともに、災害に強い安全なまちを目指して防災性の向上をしている。併せてみどり豊かで良好な住環境の保全や景観に配慮した街並み形成の実現に向けたまちづくりを進めているとしている。補助233号線沿道では、周囲と調和のとれた建物の中層化をめざすほか、道路整備の進捗や周辺環境に配慮しながら、延焼遮断帯の形成等で防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めているとしている。</p> <p>以上のことから、豊かなみどりと都市の利便性を兼ね備えた魅力的な新しい都市の創出をまちづくりの基本的な考え方とし、新駅予定地周辺では、まちの中心となる新たな拠点の形成を目指し、幹線道路沿道においては、生活の利便性を高める施設や店舗等の立地・誘導と、延焼遮断機能の形成などによる防災性の向上を図るとともに、後背の住宅地では、みどり豊かで良好な住環境の保全・創出を図るものとする。</p>
保全に関する方針 区域の整備、開発および	<p>土地利用の方針</p> <p>本地区を5地区に区分し、それぞれの地区特性に応じた土地利用の方針をつぎのように定める。なお、東京12号線が延伸する際には、以下の地区区分は必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新駅周辺地区</li> </ol> <p>東京12号線延伸に伴う新駅の設置を見据えて、利便性の高い駅前広場を確保し、店舗やサービス施設等が立地するにぎわいのある新たな拠点地区を形成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>大泉学園通り商業地区</li> </ol> <p>桜をシンボルとしたみどり豊かな街並みの中に、店舗やサービス施設等が連続して立地するにぎわいと活気のある快適な商店街を形成する。</p>

区域の整備、開発および保全に関する方針	土地利用の方針	<p>3 補助230号線沿道地区 後背住宅地の良好な住環境に配慮した中低層の住宅と生活の利便性を高める施設や店舗等を誘導し、沿道でのみどり豊かな街並みや延焼遮断機能を有する沿道市街地を形成する。</p> <p>4 補助233号線沿道地区 周辺住宅地の良好な住環境に配慮しながら、補助233号線沿道にふさわしい商業・業務施設や生活サービス施設の適度な立地による地域の利便性の向上を図るとともに、防災性が高い街並みを形成する。</p> <p>5 住宅地区 風致地区にふさわしいみどり豊かな街並みと閑静な住環境を備えた低層主体の住宅地を形成する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>1 道路 地区全体の道路ネットワークを形成するとともに防災性の向上を図るため、安全・安心な暮らしを支える生活幹線道路、区画道路および隅切りを整備する。</p> <p>2 公園 地域住民の憩いの空間となる既存公園を維持するとともに、新たな公園を整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>1 住宅と店舗やサービス施設等が調和した街並みを誘導するため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>2 公共施設の整備と土地の有効利用を一体的に誘導するため、建築物の容積率の最高限度を定める。</p> <p>3 敷地の細分化を防ぐとともに、ゆとりのある住環境を保全するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>4 道路空間および道路交差部における見通し空間を確保し、安全性や防災性の向上を図るため、壁面の位置の制限および壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。</p> <p>5 周辺住宅地への配慮と良好な景観を誘導するため、建築物等の高さの最高限度および建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限を定める。</p> <p>6 地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、またみどり豊かな街並みを形成するため、垣または柵の構造の制限を定める。</p> <p>7 大泉学園通り沿道では、歩行空間の充実を図るため、都市計画道路計画線から建築物の外壁等を離すように努めるとともに、後退した区域には門、塀、擁壁、広告物、看板、自動販売機等通行の妨げとなるような工作物等を設置しないように努める。</p> <p>8 新駅予定地周辺では、生活拠点としての機能を高めるために、周辺の環境に配慮しつつ高度利用を図り、共同化を誘導する。</p>
	その他当該地区的整備、開発および保全に関する方針	<p>1 みどり豊かで良好な街並みを形成するため、道路に面する部分は緑化に努めるとともに、自動車車庫や駐車場、資材置場等を設置する際には、植栽等により景観に配慮するように努める。</p> <p>2 近年増加している集中豪雨等による都市型水害の防止・軽減を図るため、建築物の敷地内に雨水浸透施設等の施設の整備を促進し、浸水被害の防止、地下水の涵養に努める。</p>

地区整備計画 地区施設の配置および規模	道路		名称	幅員	延長	備考			
			区画道路 1 号	6 m	約 230m	拡幅			
			区画道路 2 号	6 m	約 250m	拡幅			
			区画道路 3 号	6 m	約 250m	拡幅			
			区画道路 4 号	6 m	約 230m	拡幅			
			区画道路 5 号	6 m	約 70m	拡幅			
			区画道路 6 号	6 m	約 370m	拡幅			
			区画道路 7 号	6 m	約 420m	拡幅			
			区画道路 8 号	6 m	約 510m	拡幅			
建築物等に関する事項	名称		箇所						
	隅切り		底辺 3 m の二等辺三角形 : 34 箇所						
	公園		名称	面積	備考				
建築物等に関する事項			公園 1 号	約 890m <sup>2</sup>	新設				
			公園 2 号	約 390m <sup>2</sup>	既設 (学園みどり児童遊園)				
建築物等に関する事項	地区の区分	名称	新駅周辺地区 商業地区	大泉学園通り	補助230号線沿道地区	補助233号線沿道地区	住宅地区		
					A 地区	B 地区	A 地区	B 地区	
	面積	約 1.9ha	約 1.6ha	約 0.2ha	約 5.2ha	約 0.4ha	約 0.3ha	約 0.6ha	約 0.1ha
建築物等の用途の制限 ※	つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ぱちんこ屋 (2) 葬祭場等		つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等		つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等 (3) 建築基準法別表第 2 (に) 項に掲げる建築物		—		

地区整備計画 建築物等に関する事項	区域の特性に応じた建築物の容積率の最高限度		10分の30	
	公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合（建築基準法第68条の4第1項に基づく認定）または道路法第18条第2項の規定に基づく補助230号線の道路供用開始告示後は、以下の容積率を適用しない。	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合（建築基準法第68条の4第1項に基づく認定）または道路法第18条第2項の規定に基づく補助233号線の道路供用開始告示後は、以下の容積率を適用しない。	—
	※	10 分の 20	10 分の 10	10 分の 20
建築物の敷地面積の最低限度		110 m <sup>2</sup>		
壁面の位置の制限		<p>1 計画図3に表示する壁面の位置の制限1号が定められている部分においては、建築物の外壁またはこれに代わる柱（ペランダ、バルコニー、軒、出窓等を含む。以下「外壁等」という。）の面から道路中心線までの距離は、3m以上とする。</p> <p>2 計画図3に表示する壁面の位置の制限2号が定められている部分においては、建築物の外壁等の面の位置は、道路境界線（建築物の敷地に接する地区施設（区画道路）がある場合は当該地区施設の計画線、都市計画道路（都市計画法第59条第1項または第2項の規定による認可を受けているものに限る。以下同じ。）がある場合は当該都市計画道路の計画線とする。以下同じ。）の交点を頂点とする長さ3mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を越えてはならない。</p> <p>3 道路（区画道路および都市計画道路を含む。）が交わる角敷地（交差により生じる内角が120度以上の場合および壁面の位置の制限2号が定められている部分を除く。）においては、建築物の外壁等の面の位置は、道路境界線の交点を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を越えてはならない。</p>		

地区整備計画 建築物等に関する事項	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面の位置の制限により建築物が後退した区域については、門、塀、擁壁、広告物、看板、自動販売機等通行の妨げとなるような工作物等を設置してはならない。ただし、公益上必要なもので用途上または構造上やむを得ないものは、この限りでない。				
	建築物等の高さの最高限度	—	17mかつ5階（地階を除く。）以下 ただし、練馬区風致地区条例第2条に基づく許可を受けた建築物に限る。	—	15m以下	—
	建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限	1 建築物および屋外広告物の形態および色彩その他の意匠は、周辺の街並みと調和を図るものとする。 2 良好的な住環境や街並みの整備・維持のため、コンテナを利用した建築物は建築してはならない。ただし、開放感のあるデザインとし、外壁には化粧を施す等景観に配慮したものについては、この限りでない。				
	垣または柵の構造の制限	1 道路（補助233号線を除く。）に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等とする。ただし、高さ80cm以下の部分は、この限りでない。 2 補助233号線に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等とする。ただし、高さ60cm以下の部分は、この限りでない。 3 補助233号線に面する部分については、接する敷地の長さの10分の4以上の部分を、道路に沿って緑化しなければならない。ただし、土地利用上やむを得ない場合または道路に面してショーウィンドウ、ディスプレイ等、屋内外の活動が相互に望め、賑わいを創出するような形態の部分を設ける場合は、緑化が必要となる長さから当該部分の長さを除くことができる。				

※は知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置および壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：補助233号線沿道にふさわしい土地利用の誘導と、延焼遮断機能の形成などによる防災性の向上を図るため、地区計画を変更する。

## 変更概要

※\_\_\_\_\_は、変更箇所及び追加箇所を示す。

名 称	補助 230 号線大泉学園町地区地区計画		
事 項	旧	新	摘 要
地区計画の目標	<p>本地区は練馬区の北西部に位置し、耕地整理で碁盤の目状に整備されたゆとりある街区が広がっている。全域が大泉風致地区に指定されており、地区内を南北に通る大泉学園通りの沿道には、桜並木や商店街が広がり、後背地は、豊かなみどりを備えた良質な住宅地となっている。</p> <p>地区内には、都営地下鉄大江戸線（以下「東京 12 号線」という。）の光が丘駅から大泉学園町方面への延伸に伴う新駅が予定されており、延伸の導入空間となる東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 230 号線（以下「補助 230 号線」という。）等の事業が進められている。地下鉄延伸や道路など都市基盤の整備が進み、街並みの大きな変化が見込まれる一方で、防災性の向上やこれまでの住環境の保全、新駅周辺の整備などが課題となっている。</p> <p>第 2 次みどりの風吹くまちビジョンのアクションプラン（戦略計画）においては、新駅予定地周辺では、公共交通機関への円滑な乗換えと多彩なイベントなどを開催できる駅前広場の計画や、商業施設や公共サービスの充実を目指した建築物の共同化について検討を進めている。また、練馬区都市計画マスタープランにおいては、新駅予定地周辺では、駅前広場の整備などにより交通結節機能を充実し、地域の特性を生かした生活拠点として利便性を</p>	<p>本地区は練馬区の北西部に位置し、耕地整理で碁盤の目状に整備されたゆとりある街区が広がっている。全域が大泉風致地区に指定されており、地区内を南北に通る大泉学園通りの沿道には、桜並木や商店街が広がり、後背地は、豊かなみどりを備えた良質な住宅地となっている。</p> <p>地区内には、都営地下鉄大江戸線（以下「東京 12 号線」という。）の光が丘駅から大泉学園町方面への延伸に伴う新駅が予定されており、延伸の導入空間となる東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 230 号線（以下「補助 230 号線」という。）や、補助 230 号線に接続する東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 233 号線（以下「補助 233 号線」という。）の事業が進められている。地下鉄延伸や道路など都市基盤の整備が進み、街並みの大きな変化が見込まれる一方で、防災性の向上やこれまでの住環境の保全、新駅周辺の整備などが課題となっている。</p> <p>第 2 次みどりの風吹くまちビジョンのアクションプラン（戦略計画）においては、新駅予定地周辺では、公共交通機関への円滑な乗換えと多彩なイベントなどを開催できる駅前広場の計画や、商業施設や公共サービスの充実を目指した建築物の共同化について検討を進めている。また、練馬区都市計画マスタープランにおいては、新駅予定地周辺では、駅前広場の整備などにより交通結節機能を充実し、地域の特性を生かした生活拠点として利便性を高めるとし、補助 230 号線沿道では、土地の高度利用を進め、商</p>	地区区分の見直しに伴う変更

		<p>地区計画の目標</p> <p>高めるとし、補助 230 号線沿道では、土地の高度利用を進め、商業・業務施設の利用を促進するとしている。また、災害に強い安全なまちを目指して防災性の向上を図るとともに、みどり豊かで良好な住環境の保全や景観に配慮した街並み形成の実現に向けたまちづくりを進めている。</p> <p>以上のことから、豊かなみどりと都市の利便性を兼ね備えた魅力的な新しい都市の創出をまちづくりの基本的な考え方とし、新駅予定地周辺では、まちの中心となる新たな拠点の形成を目指し、補助 230 号線沿道においては、生活の利便性を高める施設や店舗等の立地・誘導と、延焼遮断機能の形成などによる防災性の向上を図るとともに、後背の住宅地では、みどり豊かで良好な住環境の保全・創出を図るものとする。</p>	<p>業・業務施設の利用を促進するとともに、災害に強い安全なまちを目指して防災性の向上を図るとしている。併せてみどり豊かで良好な住環境の保全や景観に配慮した街並み形成の実現に向けたまちづくりを進めるとしている。補助 233 号線沿道では、周囲と調和のとれた建物の中層化をめざすほか、道路整備の進捗や周辺環境に配慮しながら、延焼遮断帯の形成等で防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めている。</p> <p>以上のことから、豊かなみどりと都市の利便性を兼ね備えた魅力的な新しい都市の創出をまちづくりの基本的な考え方とし、新駅予定地周辺では、まちの中心となる新たな拠点の形成を目指し、幹線道路沿道においては、生活の利便性を高める施設や店舗等の立地・誘導と、延焼遮断機能の形成などによる防災性の向上を図るとともに、後背の住宅地では、みどり豊かで良好な住環境の保全・創出を図るものとする。</p>	
区域の整備、開発および保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区を<u>4</u>地区に区分し、それぞれの地区特性に応じた土地利用の方針をつぎのように定める。なお、東京 12 号線が延伸する際には、以下の地区区分は必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>1～3 [略] [新設]</p> <p><u>4</u> [略]</p>	<p>本地区を<u>5</u>地区に区分し、それぞれの地区特性に応じた土地利用の方針をつぎのように定める。なお、東京 12 号線が延伸する際には、以下の地区区分は必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4 補助 233 号線沿道地区</u></p> <p>周辺住宅地の良好な住環境に配慮しながら、補助 233 号線沿道にふさわしい商業・業務施設や生活サービス施設の適度な立地による地域の利便性の向上を図るとともに、防災性が高い街並みを形成する。</p> <p><u>5</u> [略]</p>	地区区分の見直しに伴う変更
	建築物等の整備の方針	<p>1～5 [略]</p> <p>6 地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、みどり豊かな街並みを形成するため、垣または柵の構造の制限を定める。</p> <p>7～8 [略]</p>	<p>1～5 [略]</p> <p>6 地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、<u>また</u>みどり豊かな街並みを形成するため、垣または柵の構造の制限を定める。</p> <p>7～8 [略]</p>	現状に合わせた文言の整理

地区整備計画 建築物等に関する事項	地区の区分 名称	新駅周辺地区	大泉学園通り 商業地区	補助230号線 沿道地区		住宅地区			新駅周辺地区	大泉学園通り 商業地区	補助230号線 沿道地区		補助233号線 沿道地区			住宅地区			地区区分の見直しに伴う対象地区の追加および区域変更	
				A地区	B地区	A地区	B地区	C地区			A地区	B地区	A地区	B地区	C地区	A地区	B地区	C地区		
		面積	約1.9ha	約1.6ha	約0.2ha	約5.2ha	約0.6ha	約0.5ha	約1.9ha	約1.6ha	約0.2ha	約5.2ha	約0.4ha	約0.3ha	約0.6ha	約0.1ha	約21.1ha			
	建築物等の用途の制限 ※	つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ぱちんこ屋 (2) 葬祭場等	つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等	—			つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ぱちんこ屋 (2) 葬祭場等	つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等	つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2(に)項に掲げる建築物	つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等	つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2(に)項に掲げる建築物	地区区分の見直しに伴う対象地区の追加および新たな規定の追加								

地区整備計画	建築物の容積率の最高限度※	区域の特性に応じた建築物の容積率の最高限度	公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度	<p>10分の30</p> <p>当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合（建築基準法第68条の4第1項に基づく認定）または道路法第18条第2項の規定に基づく補助230号線の道路供用開始公示後は、下記の容積率を適用しない。</p>	<p>10分の30</p> <p>当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合（建築基準法第68条の4第1項に基づく認定）または道路法第18条第2項の規定に基づく補助230号線の道路供用開始告示後は、以下の容積率を適用しない。</p>	<p>10分の30</p> <p>当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合（建築基準法第68条の4第1項に基づく認定）または道路法第18条第2項の規定に基づく補助230号線の道路供用開始告示後は、以下の容積率を適用しない。</p>	<p>10分の30</p> <p>当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合（建築基準法第68条の4第1項に基づく認定）または道路法第18条第2項の規定に基づく補助230号線の道路供用開始告示後は、以下の容積率を適用しない。</p>	<p>地区区分の見直しに伴う対象地区の追加および新たな規定の追加</p>	

地区整備計画 建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>1 計画図3に表示する壁面の位置の制限1号が定められている部分においては、建築物の外壁またはこれに代わる柱（ベランダ、バルコニー、軒、出窓等を含む。以下「外壁等」という。）の面から<u>道路の中心線</u>までの距離は、3m以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 道路（区画道路および都市計画道路を含む。）が<u>交差する</u>角敷地（交差により生じる内角が120度以上の場合および壁面の位置の制限2号が定められている部分を除く。）においては、建築物の外壁等の面の位置は、<u>道路の境界線</u>の交点を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を越えてはならない。</p>					壁面の位置の制限	<p>1 計画図3に表示する壁面の位置の制限1号が定められている部分においては、建築物の外壁またはこれに代わる柱（ベランダ、バルコニー、軒、出窓等を含む。以下「外壁等」という。）の面から<u>道路中心線</u>までの距離は、3m以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 道路（区画道路および都市計画道路を含む。）が<u>交わる</u>角敷地（交差により生じる内角が120度以上の場合および壁面の位置の制限2号が定められている部分を除く。）においては、建築物の外壁等の面の位置は、<u>道路境界線</u>の交点を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を越えてはならない。</p>					現状に合わせた文言の整理
	建築物等の高さの最高限度	—	17m以下かつ5階 (地階を除く。) 以下	—	15m 以下	—	—	17mかつ5階 (地階を除く。) 以下 ただし、練馬区風致地区条例第2条に基づく許可を受けた建築物に限る。	—	15m 以下	—	現状に合わせた文言の追加および整理	
	垣または柵の構造の制限	<p>道路に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等とする。ただし、高さ80cm以下の部分は、この限りでない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>1 道路（補助233号線を除く。）に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等とする。ただし、高さ80cm以下の部分は、この限りでない。</p> <p>2 補助233号線に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等とする。ただし、高さ60cm以下の部分は、この限りでない。</p> <p>3 補助233号線に面する部分については、接する敷地の長さの10分の4以上の部分を、道路に沿って緑化しなければならない。ただし、土地利用上やむを得ない場合または道路に面してショーウィンドウ、ディスプレイ等、屋内外の活動が相互に望め、賑わいを創出するような形態の部分を設ける場合は、緑化が必要となる長さから当該部分の長さを除くことができる。</p>	地区区分の見直しに伴う対象地区的追加および新たな規定の追加									

※は知事協議事項

東京都計画地区計画  
補助230号線大泉学園町地区地区計画

計画図1（その1）【案】 [練馬区決定]



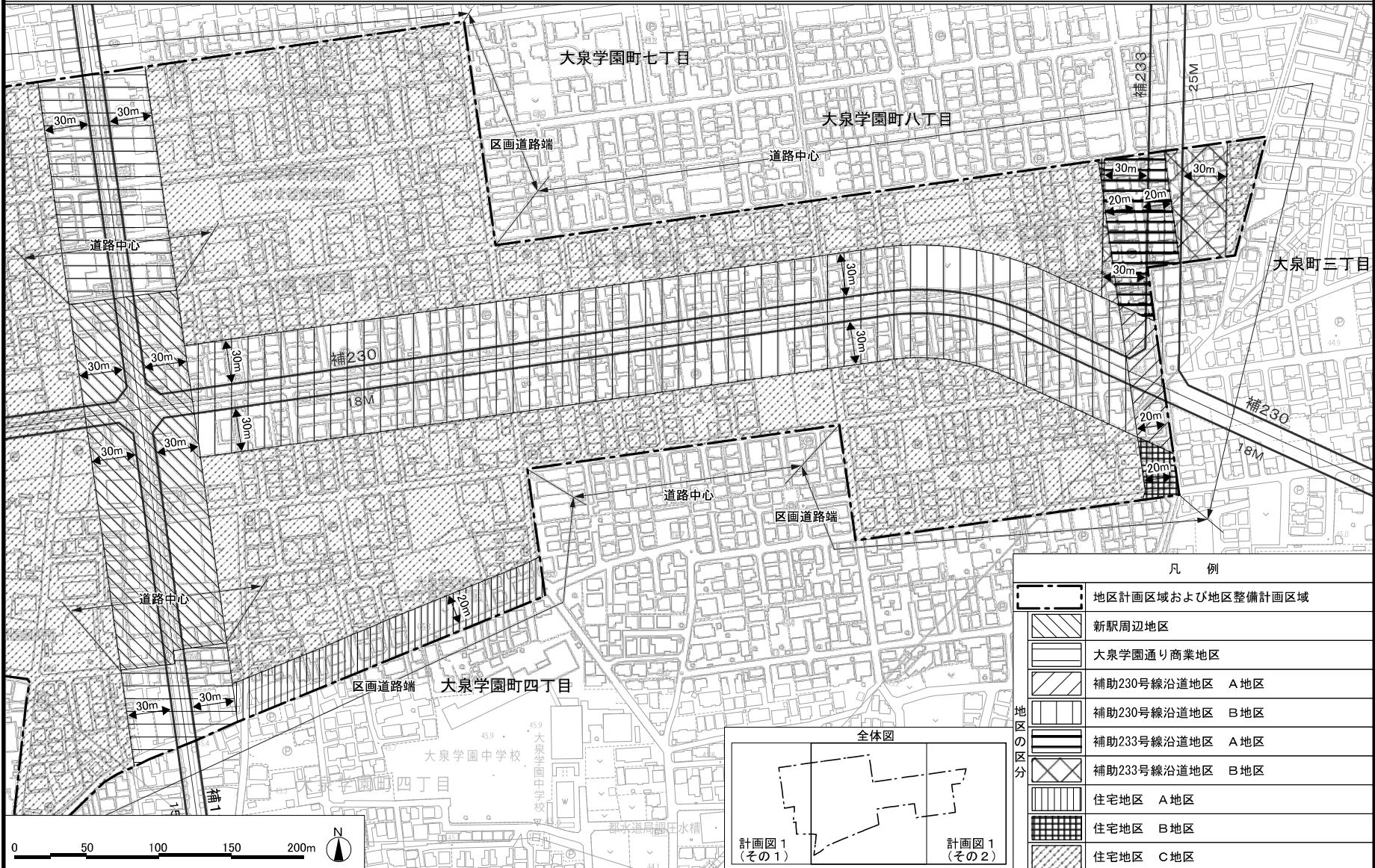
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。 (承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

東京都市計画地区計画  
補助230号線大泉学園町地区地区計画

計画図1 (その2) 【案】

[練馬区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。 (承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

# 東京都市計画地区計画 補助230号線大泉学園町地区地区計画

## 計画図2（その1）【案】 [練馬区決定]



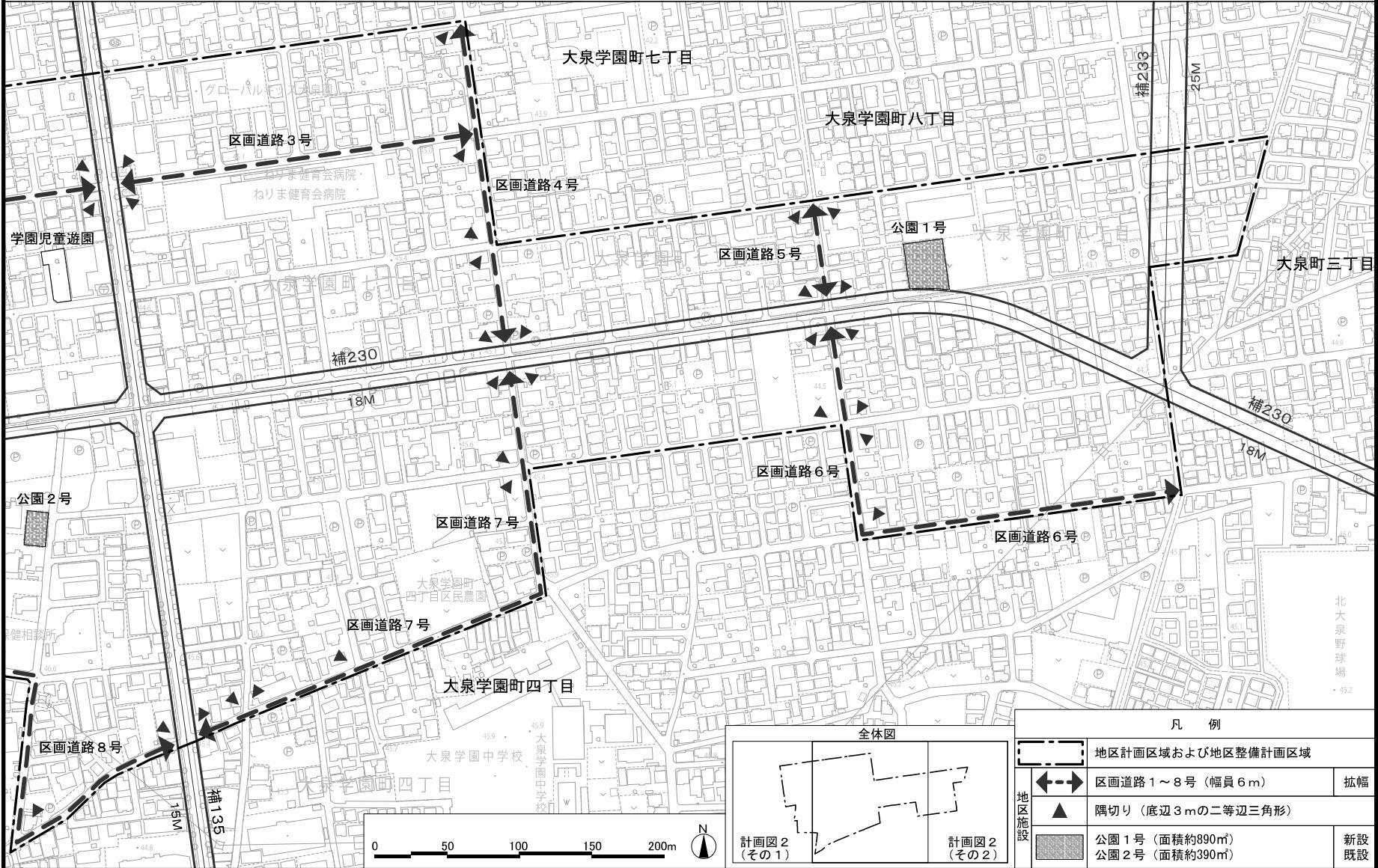
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（この）の地図は、東京都及び株式会社新日本地図出版社の著作権は、東京都に帰属する。（この）

東京都市計画地区計画  
補助230号線大泉学園町地区地区計画

計画図2（その2）【案】

〔練馬区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。 (承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

東京都計画地区計画  
補助230号線大泉学園町地区地区計画

計画図3（その1）【案】 [練馬区決定]



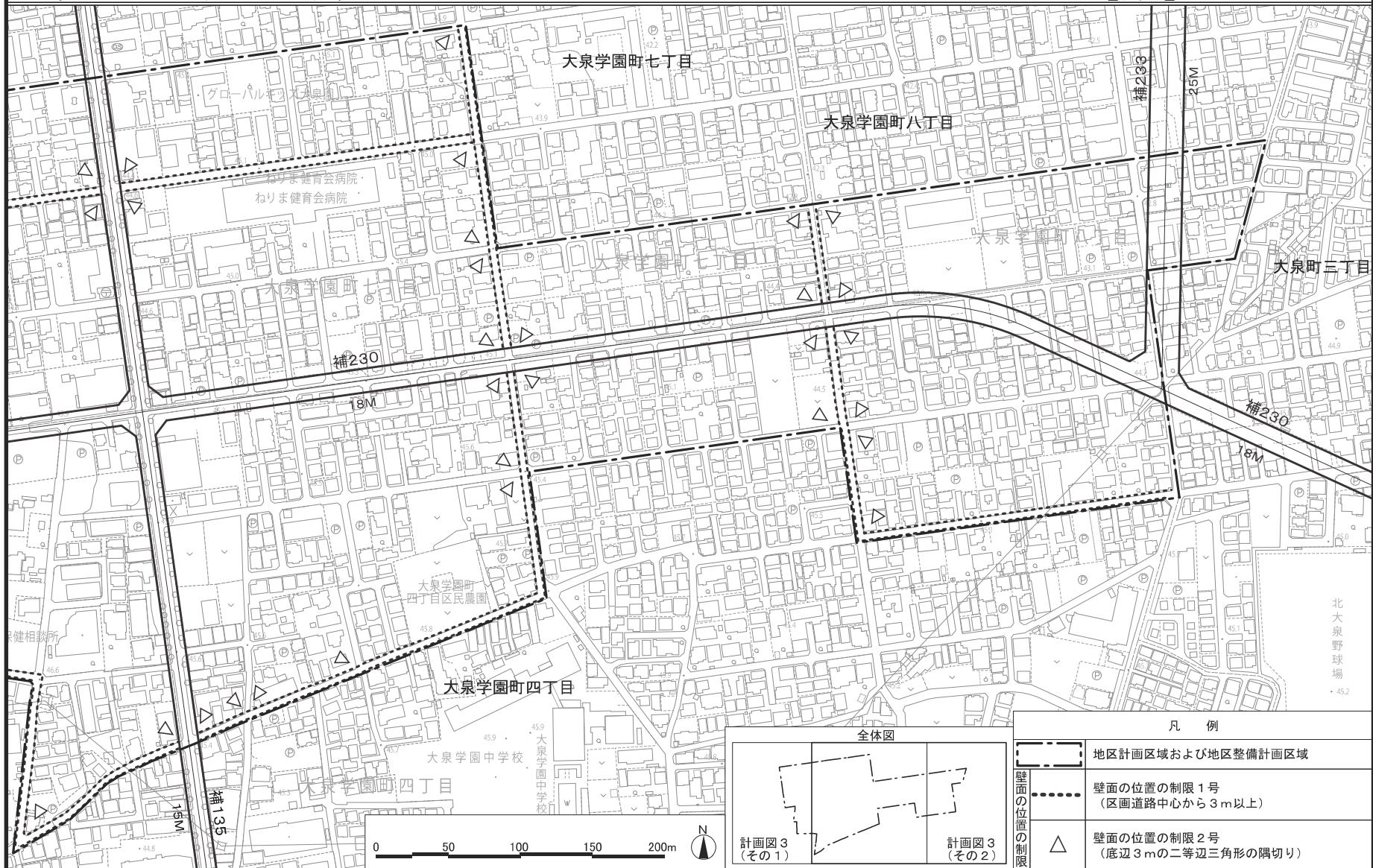
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。 (承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

# 東京都市計画地区計画 補助230号線大泉学園町地区地区計画

### 計画図3（その2）【案】

[練馬区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（地図による）東京都及び株式会社ミツダは、本件に付する。〔承認書〕

東京都市計画地区計画  
補助230号線大泉学園町地区地区計画

## 方針附図（その1）【案】

[練馬区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

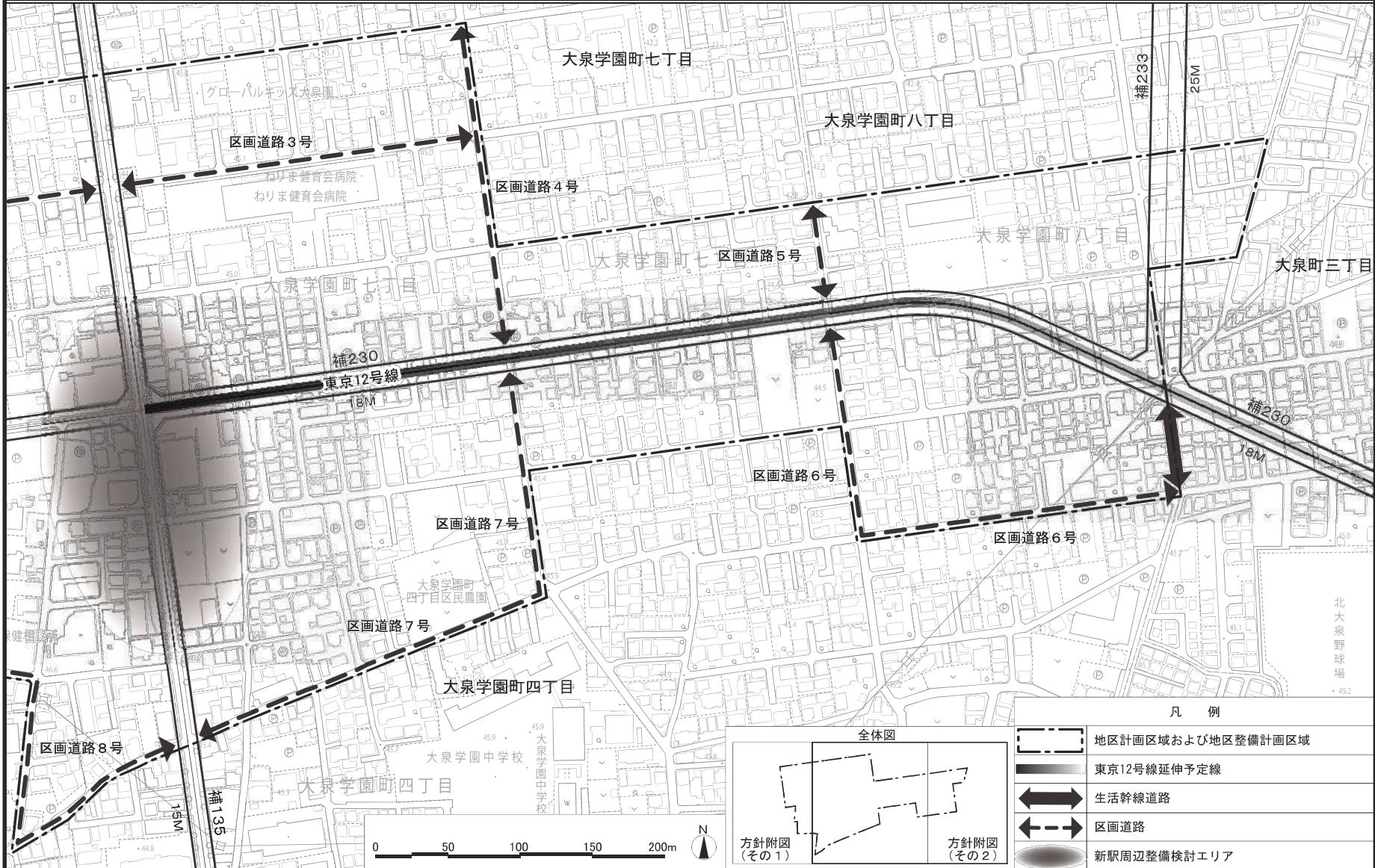
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基町都第38号、令和7年4月30日

# 東京都市計画地区計画

## 補助230号線大泉学園町地区地区計画

## 方針附図（その2）【案】

〔練馬区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。 (承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

## 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

東京都市計画用途地域

(補助 233 号線沿道地区地区計画関連)

(補助 230 号線大泉町三丁目地区地区計画関連)

(補助 230 号線大泉学園町地区地区計画関連)

### 2 理由

本地区は練馬区の北西部に位置し、全域が大泉風致地区に指定されており、地区内には生産緑地もある豊かなみどりを備えた住宅地である。

地区内では東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 233 号線（以下「補助 233 号線」という。）の整備が進められており、沿道では街並みの大きな変化が見込まれるため、適切な土地利用の誘導が求められている。

補助 233 号線は、東京都防災都市づくり推進計画において一般延焼遮断帯に位置付けられており、練馬区都市計画マスタープランにおいては、補助 233 号線沿道では周囲と調和のとれた建物の中層化を目指すほか、道路整備の進捗や周辺環境に配慮しながら、延焼遮断帯の形成等で防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めるとしている。

重点地区まちづくり計画「補助 233 号線沿道地区」においても、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、みどり豊かで良好な居住環境に配慮しつつ、災害に強く安全・安心なまちづくりを進めていくこととしている。

今後、補助 233 号線の整備に伴い市街化が進行していく中、地区の特性を踏まえながら、周辺住宅地と自然景観に配慮したまちづくりを進める必要がある。

以上のことから、補助 233 号線を中心とした幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導及び災害に強くみどり豊かで景観に配慮した魅力ある街並みの形成を図るため、補助 233

号線沿道地区で地区計画を策定し、補助230号線大泉町三丁目地区及び補助230号線大泉学園町地区で地区計画を変更することとなった。

このような背景を踏まえ、土地利用上の観点から検討した結果、面積約4.8ヘクタールの区域について用途地域を変更するものである。

## 東京都市計画用途地域の変更(東京都決定)【案】

都市計画用途地域を次のように変更する。

(練馬区分)

種類	面積	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種 低層住居 専用地域	約 ha 68.3	以下 6/10	以下 3/10	m —	m <sup>2</sup> 110	m 10	約 % 1.4
	2.3	8/10	4/10	—	100	10	0.0
	2,316.6	10/10	5/10	—	80	10	48.1
	161.7	15/10	6/10	—	75	10	3.4
	204.9	20/10	6/10	—	75	12	4.3
	小計 2,753.8						57.1
第二種 低層住居 専用地域	約 ha —	以下 —	以下 —	m —	m <sup>2</sup> —	m —	約 % —
小計							
第一種 中高層住居 専用地域	約 ha 136.6	以下 15/10	以下 5/10	m —	m <sup>2</sup> 80	m —	約 % 2.8
	3.4	15/10	6/10	—	75	—	0.1
	696.3	20/10	6/10	—	75	—	14.4
	836.3						17.4
	小計						
第二種 中高層住居 専用地域	約 ha —	以下 —	以下 —	m —	m <sup>2</sup> —	m —	約 % —
小計							
第一種 住居地域	約 ha 341.0	以下 20/10	以下 6/10	m —	m <sup>2</sup> 75	m —	約 % 7.1
	211.3	30/10	6/10	—	75	—	4.4
	552.3						11.5
	小計						
第二種 住居地域	約 ha 41.2	以下 20/10	以下 6/10	m —	m <sup>2</sup> 75	m —	約 % 0.9
小計	14.1	30/10	6/10	—	75	—	0.3
	55.3						1.1

種類	面積	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
準住居地域	約 ha 83.4	以下 30/10	以下 6/10	m —	m <sup>2</sup> 75	m —	約 % 1.7
	小計 83.4						1.7
近隣 商業地域	約 ha 15.8	以下 20/10	以下 8/10	m —	m <sup>2</sup> 70	m —	約 % 0.3
	194.6	30/10	8/10	—	—	—	4.0
	55.8	30/10	8/10	—	70	—	1.2
	35.5	40/10	8/10	—	—	—	0.7
	小計 301.7						6.3
	商業地域	約 ha 23.8	以下 40/10	以下 8/10	m <sup>2</sup> —	m —	約 % 0.5
小計	59.0	50/10	8/10	—	—	—	1.2
	10.7	60/10	8/10	—	—	—	0.2
準工業地域	約 ha 109.7	以下 20/10	以下 6/10	m —	m <sup>2</sup> 75	m —	約 % 2.3
	29.3	30/10	6/10	—	75	—	0.6
	小計 139.0						2.9
	工業地域	約 ha 2.9	以下 20/10	以下 6/10	m <sup>2</sup> 75	m —	約 % 0.1
小計	0.5	30/10	6/10	—	75	—	0.0
	3.4						0.1
工業専用地域	約 ha —	以下 —	以下 —	m —	m <sup>2</sup> —	m —	約 % —
小計							
合計	約 ha 4,818.7						% 100

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由：補助233号線沿道地区地区計画の決定並びに補助230号線大泉町三丁目地区地区計画及び補助230号線大泉学園町地区地区計画の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

## 新旧対照表【案】

( )内は変更箇所を示す。

(練馬区分)

種類	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	新旧対照面積表					新旧対照面積表	新旧対照面積表				
						新		旧		増減 [A-B]						
						面積 [A]	比率	面積 [B]	比率							
第一種 低層住居 専用地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	新旧対照面積表	新旧対照面積表				
	6/10	3/10	—	110	10	68.3	1.4	68.3	1.4	—						
	8/10	4/10	—	100	10	2.3	0.0	2.3	0.0	—						
	10/10	5/10	—	80	10	(2,316.6)	(48.1)	(2,318.8)	(48.1)	△ 2.2						
	15/10	6/10	—	75	10	161.7	3.4	161.7	3.4	—						
	20/10	6/10	—	75	12	204.9	4.3	204.9	4.3	—						
	小計						(2,753.8)		(57.1)		(2,756.0)		(57.2)		△ 2.2	
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
第二種 低層住居 専用地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	新旧対照面積表	新旧対照面積表				
	以下		—		—		—		—							
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
第一種 中高層住居 専用地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	新旧対照面積表	新旧対照面積表				
	15/10	5/10	—	80	—	136.6	2.8	136.6	2.8	—						
	15/10	6/10	—	75	—	3.4	0.1	3.4	0.1	—						
	20/10	6/10	—	75	—	(696.3)	(14.4)	(697.8)	(14.5)	△ 1.5						
	小計						(836.3)		(17.4)		(837.8)		(17.4)		△ 1.5	
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
第二種 中高層住居 専用地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	新旧対照面積表	新旧対照面積表				
	以下		—		—		—		—							
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
第一種 住居地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	新旧対照面積表	新旧対照面積表				
	20/10	6/10	—	75	—	(341.0)	(7.1)	(342.1)	(7.1)	△ 1.1						
	30/10	6/10	—	75	—	(211.3)	(4.4)	(206.5)	(4.3)	4.8						
	小計						(552.3)		(11.5)		(548.6)		(11.4)		3.7	
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
第二種 住居地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	新旧対照面積表	新旧対照面積表				
	20/10	6/10	—	75	—	41.2	0.9	41.2	0.9	—						
	30/10	6/10	—	75	—	14.1	0.3	14.1	0.3	—						
	小計						55.3		1.1		55.3		1.1			
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
	以下		m		m <sup>2</sup>		m		約 ha		約 %		約 ha			
	以下		—		—		—		—		—		—			
工業専用地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	新旧対照面積表	新旧対照面積表				
	20/10	6/10	—	75	—	2										

変更概要【案】

(練馬区分)

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
練馬区大泉学園町八丁目地内	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200% 敷地面積の最低限度 75m <sup>2</sup>	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 300% 敷地面積の最低限度 75m <sup>2</sup>	約 1.1 ha	容積率の変更
練馬区大泉町三丁目、大泉学園町四丁目及び大泉学園町八丁目各地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 敷地面積の最低限度 75m <sup>2</sup>	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 300% 敷地面積の最低限度 75m <sup>2</sup>	約 1.5 ha	用途及び容積率の変更
練馬区大泉町三丁目、大泉学園町四丁目及び大泉学園町八丁目各地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 50% 容積率 100% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 80m <sup>2</sup>	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 300% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 75m <sup>2</sup>	約 2.2 ha	用途、建蔽率、容積率及び敷地面積の最低限度の変更並びに高さの限度の廃止

# 東京都市計画用途地域

[参考] 東京都市計画高度地区

[参考] 東京都市計画防火地域及び準防火地域

# 計画図【案】

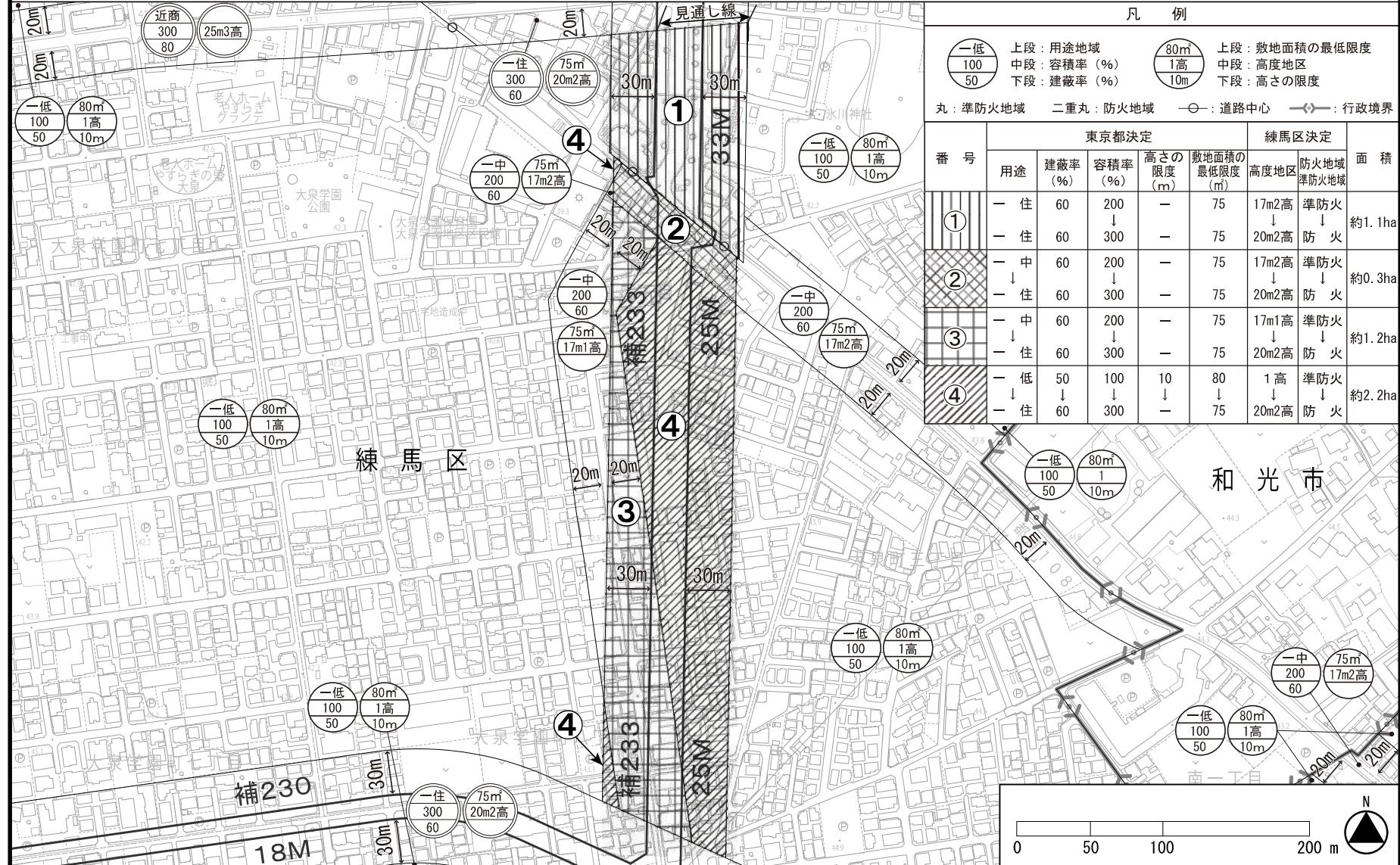
計画図【案】

計画図【案】

[東京都決定]

[練馬区決定]

[練馬区決定]



## 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

東京都市計画高度地区

(補助233号線沿道地区地区計画関連)

(補助230号線大泉町三丁目地区地区計画関連)

(補助230号線大泉学園町地区地区計画関連)

### 2 理由

本地区は練馬区の北西部に位置し、全域が大泉風致地区に指定されており、地区内には生産緑地もある豊かなみどりを備えた住宅地である。

地区内では東京都市計画道路幹線街路補助線街路第233号線（以下「補助233号線」という。）の整備が進められており、沿道では街並みの大きな変化が見込まれるため、適切な土地利用の誘導が求められている。

補助233号線は、東京都防災都市づくり推進計画において一般延焼遮断帯に位置付けられており、練馬区都市計画マスタープランにおいては、補助233号線沿道では周囲と調和のとれた建物の中層化をめざすほか、道路整備の進捗や周辺環境に配慮しながら、延焼遮断帯の形成等で防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めている。

重点地区まちづくり計画「補助233号線沿道地区」においても、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、みどり豊かで良好な居住環境に配慮しつつ、災害に強く安全・安心なまちづくりを進めていくこととしている。

今後、補助233号線の整備に伴い市街化が進行していくなか、地区の特性を踏まえながら、周辺住宅地と自然景観に配慮したまちづくりを進める必要がある。

以上のことから、補助233号線を中心とした幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導と、災害に強くみどり豊かで景観に配慮した魅力ある街並みの形成を図るため、補助233号

線沿道地区で地区計画を策定し、補助230号線大泉町三丁目地区および補助230号線大泉学園町地区で地区計画を変更することとなった。

このような背景を踏まえ、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、面積約4.8ヘクタールの区域について高度地区を変更するものである。

## 東京都市計画高度地区の変更（練馬区決定）【案】

都市計画高度地区をつぎのように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
「最 高 限 度」	第1種 高度地区	約 ha 2,548.8 (2,551.0)	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。
	17m第1種 高度地区	約 ha 22.2 (23.4)	1 建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。
	第2種 高度地区	約 ha 204.9	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	17m第2種 高度地区	約 ha 404.1 (405.5)	1 建築物の高さは17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	20m第2種 高度地区	約 ha 949.5 (944.7)	1 建築物の高さは20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	25m第2種 高度地区	約 ha 50.0	1 建築物の高さは25メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	30m第2種 高度地区	約 ha 90.2	1 建築物の高さは30メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。

「最 高 限 度」	17m第3種 高 度 地 区	約 ha 38.6	1 建築物の高さは17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	20m第3種 高 度 地 区	約 ha 16.6	1 建築物の高さは20メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	25m第3種 高 度 地 区	約 ha 151.2	1 建築物の高さは25メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	30m第3種 高 度 地 区	約 ha 210.2	1 建築物の高さは30メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	35m第3種 高 度 地 区	約 ha 31.4	1 建築物の高さは35メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
	20m 高 度 地 区	約 ha 2.9	建築物の高さは20メートル以下とする。	
	30m 高 度 地 区	約 ha 0.5	建築物の高さは30メートル以下とする。	
	小 計	約 ha 4,721.1		
	1 制限の緩和 (1) この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、つぎのア、イに定めるところによる。ただし、イの規定については、斜線型高さ制限（北側の前面道路または隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度を定めた制限をいう。）において、その高さを算定するときに限る。			

<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">～最 高 限 度～</p>	<p>ア 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「水面等」という。）がある場合または敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線または当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p> <p>イ 敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p> <p>(2) 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、つぎのア、イに定めるところによる。</p> <p>ア 建築物の敷地または建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「基準法」という。）第86条第1項および第3項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、一または二以上の建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一団地を当該一または二以上の建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。</p> <p>イ 一定の一団の土地の区域について、基準法第86条第2項および第4項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、当該区域内に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。</p> <p>2 適用の除外</p> <p>(1) この規定の適用の際（以下「基準時」という。）、現に存する建築物または現に建築、修繕もしくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合（以下「既存不適格建築物」という。）においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。</p> <p>(2) 前号の規定は、工事の着手がこの規定の適用の後である増築等（増築、改築、修繕または模様替）に係る建築物で、増築等後の延べ面積の合計が基準時における延べ面積の合計の2倍を超えるものは、適用しない。</p> <p>3 地区計画等の区域内の特例</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項の規定による地区計画等または景観法（平成16年法律第110号）第61条第1項の規定による景観地区により建築物の高さの最高限度（軒の高さの最高限度を含む。）を定めた区域内においては、当該建築物の高さの最高限度をこの規定による建築物の高さの最高限度と読み替えて適用する。ただし、斜線型高さ制限については、地区計画等または景観地区で読み替えの規定をした場合に限る。</p> <p>4 区長の許可による特例</p> <p>つぎの各号の一に該当する建築物（絶対高さ制限（地盤面から一定の高さの最高限度を定めた制限をいう。）を超えない建築物は除く。）で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第1号の規定は斜線型高さ制限の部分を除く。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(1) 既存不適格建築物のうち建替えを行う建築物で、この規定に適合させることが困難であり、かつ、既存の規模の範囲内で建て替えるもので、周辺環境への配慮がされていると区長が認めたもの</p> <p>(2) 一定の規模を有した敷地において、練馬区まちづくり条例（平成17年練馬区条例第95号）の規定を遵守して建築される建築物で、周辺環境との調和が図られており、市街地環境の整備向上に資する計画であると区長が認めたもの。この場合に、敷地規模や市街地環境の整備向上の程度に応じて緩和の上限を定めるものとし、その限度は高さの最高限度の1.5倍までとする。</p> <p>(3) 勾配屋根を有する建築物の屋根の部分で、景観上の配慮がされており、環境上支障がないと区長が認めたもの。この場合に、高さの最高限度に2mを加えた高さを緩和の上限とする。</p> <p>(4) 公益上やむを得ないと区長が認め、または周囲の状況等により環境上支障がなく、かつ、練馬区らしい街並みの実現を阻害せず、土地利用上やむを得ないと区長が認めたもの。</p>
--	--

～ 最 高 限 度 ～	5 特定行政庁の許可による特例	
	<p>つぎの各号の一に該当する建築物（絶対高さ制限を超える建築物は除く。）で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。）が許可したものについては、この規定の斜線型高さ制限は適用しない。この場合において、特定行政庁は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ建築審査会の同意を得るものとする。</p> <p>(1) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 136 条に定める敷地内空地および敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの</p> <p>(2) その他公益上やむを得ないと認め、または周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物</p>	

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
～ 最 低 限 度 ～	川越街道北地区 笛目通り ・環状 8 号線 地区	約 ha 58.9	<p>建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は 7 メートルとする。ただし、つぎの各号の一に該当する建築物または建築物の部分については、この規定は適用しない。</p> <p>(1) 都市計画施設の区域内の建築物</p> <p>(2) 高さが 7 メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の 2 分の 1 未満かつ 100 平方メートル未満の建築物の当該部分</p> <p>(3) 増築または改築に係る建築物で当該増築または改築が建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 137 条の 10 第 1 号および第 2 号に定める範囲のもの</p> <p>(4) 附属建築物で平屋建のもの（建築物に附属する門または塀を含む。）</p> <p>(5) 地下もしくは高架の工作物内または道路内に設ける建築物その他これらに類するもの</p> <p>(6) その他の建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。）が公益上または土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの</p>
	小計	約 ha 58.9	
	合計	約 ha 4,780.0	

「種類、位置および区域は、計画図表示のとおり」

理由：補助 233 号線沿道地区地区計画の決定、補助 230 号線大泉町三丁目地区地区計画および補助 230 号線大泉学園町地区地区計画の変更に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

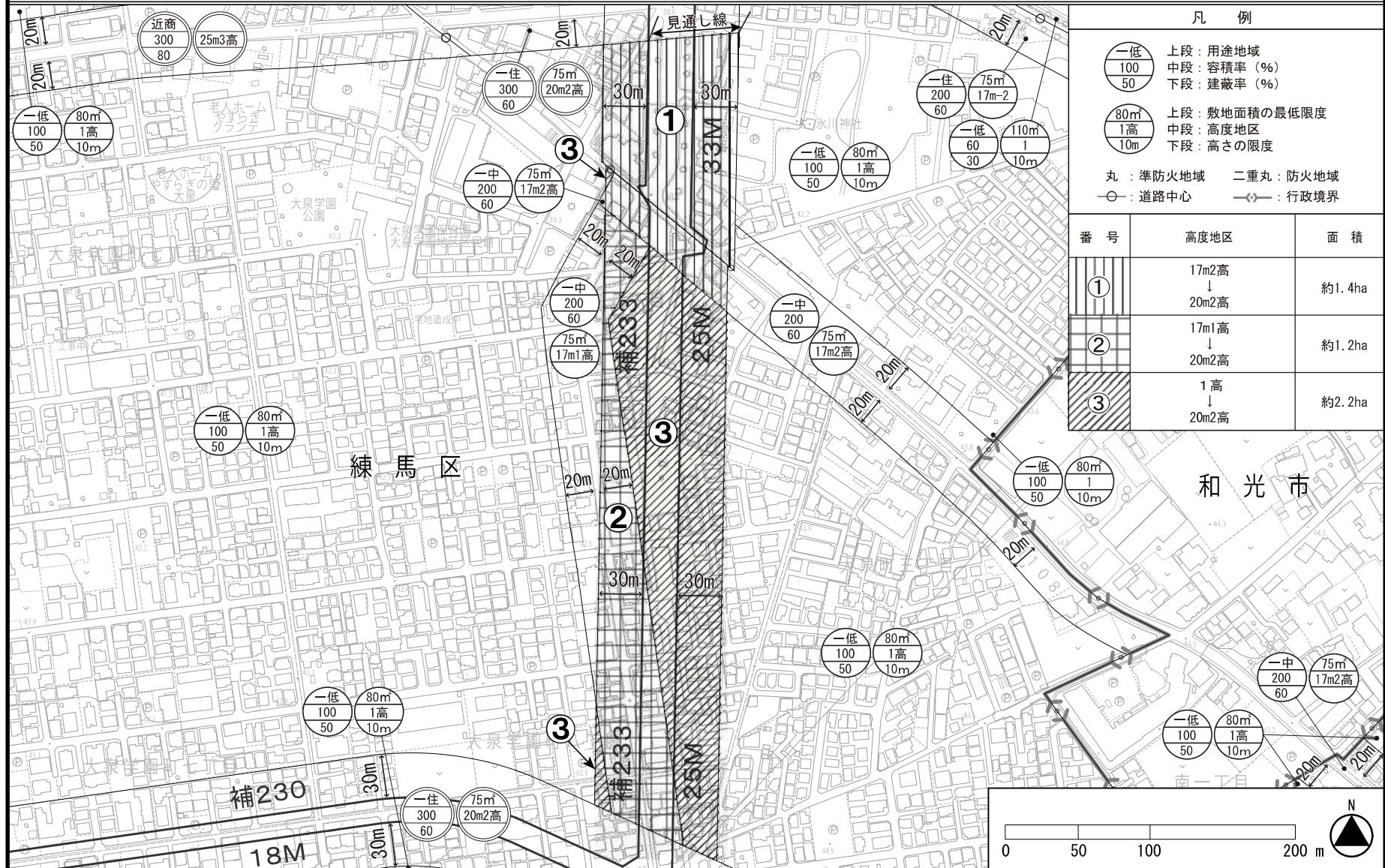
変更概要【案】

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
練馬区大泉町三丁目、 大泉学園町四丁目および 大泉学園町八丁目各地内	第1種 高度地区	20m 第2種 高度地区	約 2.2ha	
練馬区大泉町三丁目、 大泉学園町四丁目および 大泉学園町八丁目各地内	17m 第1種 高度地区	20m 第2種 高度地区	約 1.2ha	
練馬区大泉学園町八丁目 地内	17m 第2種 高度地区	20m 第2種 高度地区	約 1.4ha	

# 東京都市計画高度地区

# 計画図【案】

〔練馬区決定〕



## 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

東京都市計画防火地域及び準防火地域  
(補助233号線沿道地区地区計画関連)  
(補助230号線大泉町三丁目地区地区計画関連)  
(補助230号線大泉学園町地区地区計画関連)

### 2 理由

本地区は練馬区の北西部に位置し、全域が大泉風致地区に指定されており、地区内には生産緑地もある豊かなみどりを備えた住宅地である。

地区内では東京都市計画道路幹線街路補助線街路第233号線（以下「補助233号線」という。）の整備が進められており、沿道では街並みの大きな変化が見込まれるため、適切な土地利用の誘導が求められている。

補助233号線は、東京都防災都市づくり推進計画において一般延焼遮断帯に位置付けられており、練馬区都市計画マスタープランにおいては、補助233号線沿道では周囲と調和のとれた建物の中層化をめざすほか、道路整備の進捗や周辺環境に配慮しながら、延焼遮断帯の形成等で防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めている。

重点地区まちづくり計画「補助233号線沿道地区」においても、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、みどり豊かで良好な居住環境に配慮しつつ、災害に強く安全・安心なまちづくりを進めていくこととしている。

今後、補助233号線の整備に伴い市街化が進行していくなか、地区の特性を踏まえながら、周辺住宅地と自然景観に配慮したまちづくりを進める必要がある

以上のことから、補助233号線を中心とした幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導と、災害に強くみどり豊かで景観に配慮した魅力ある街並みの形成を図るため、補助233号線沿道地区で地区計画を策定し、補助230号線大泉町三丁目

地区および補助 230 号線大泉学園町地区で地区計画を変更することとなった。

このような背景を踏まえ、都市防災上の観点から検討した結果、面積約 4.8 ヘクタールの区域について防火地域及び準防火地域を変更するものである。

## 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更（練馬区決定）【案】

都市計画防火地域及び準防火地域をつぎのように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種類	面積	備考
防火地域	約 ha 649.2 (644.4)	
準防火地域	約 ha 4,101.0 (4,105.8)	
合計	約 ha 4,750.2	

「種類、位置および区域は、計画図表示のとおり」

理由：補助 233 号線沿道地区地区計画の決定、補助 230 号線大泉町三丁目地区地区計画および補助 230 号線大泉学園町地区地区計画の変更に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更する。

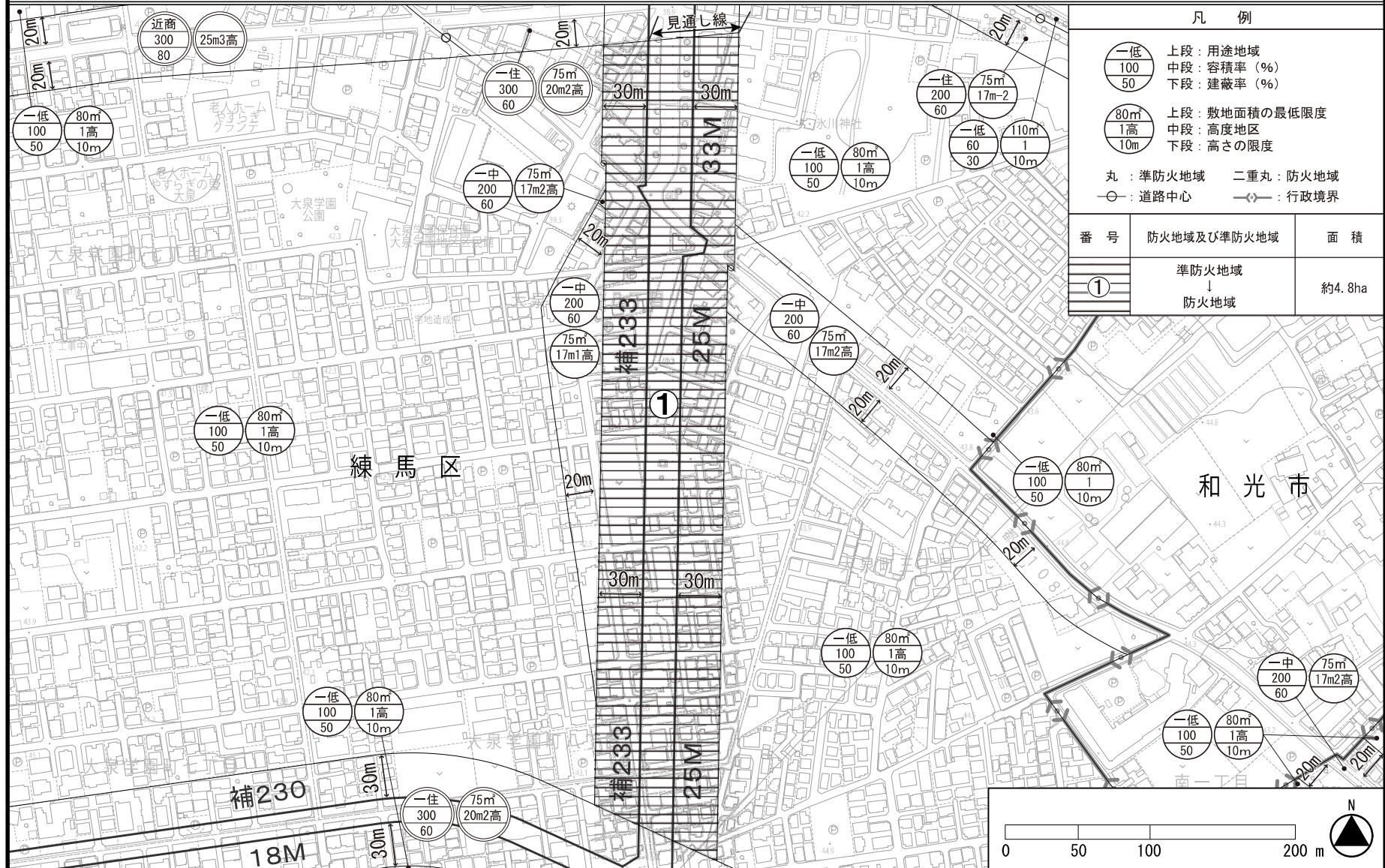
### 変更概要【案】

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
練馬区大泉町三丁目、大泉学園町四丁目および大泉学園町八丁目各地内	準防火地域	防火地域	約 ha 4.8	

# 東京都市計画防火地域及び準防火地域

## 計画図【案】

〔練馬区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：7都市基交測第43号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第38号、令和7年4月30日

東京都市計画地区計画補助 233 号線沿道地区地区計画の都市計画原案に  
関する意見書の要旨および区の見解について

補助 233 号線沿道地区地区計画の都市計画原案については、下記の日程で原案の縦覧および意見書の受付を行い、意見書が提出されました。

提出された意見書の要旨とそれに対する区の見解は、以下のとおりです。

○原案縦覧等

- ・原案縦覧期間：令和 7 年 9 月 5 日～9 月 26 日
- ・意見書受付期間：同上
- ・意見書提出数：1 通(1 名)

	意見書の要旨	区の見解	
1	地区計画の規制内容について	<p>規制緩和によってビジネスエリアを広げてほしい。IT 企業やコンテンツ産業などの職住近接が両立できる産業の誘致や、専門学校の設置による通勤・通学の需要を創出する仕組みを作らなければ地下鉄の採算は好転できない。</p> <p>当然建築基準の見直しも必要である。</p> <p>一戸建ての敷地が複数の敷地へ分割されるミニ開発が進んでいる。</p> <p>風致地区であれば、30 坪以下の住宅建設を制限する規制があっても良いのではないか。</p>	
		<p>補助 233 号線を中心とした幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導と、みどり豊かで良好な住環境を維持するため、補助 233 号線沿道地区地区計画を定めます。</p> <p>地区計画の策定にあわせて、補助 233 号線沿道の用途地域を第一種居住地域に変更することについて都市計画決定権者である東京都と協議を進めており、変更後は一定規模の商業・業務施設や生活サービス施設の建築が可能となります。</p> <p>一方で住宅地では、地区計画により、土地の細分化を防ぐため敷地面積の最低限度を 110 m<sup>2</sup>に制限します。</p>	
2	都市計画道路の整備について	<p>補助 233 号線を大泉学園小学校の次の交差点まで延伸すべきである。</p> <p>地域の大型バスは、道路の狭さが原因で廃止され、また、ミニバスの廃止により交通過疎地となつた。</p>	<p>都市計画道路は、交通の円滑化や防災機能の向上に資する重要な交通インフラです。</p> <p>都市計画道路の予定地に建築物を建築しようとする者は、都市計画法</p>

	<p>昭和の末には補助 233 号線を放射 7 号線の方までの延伸する計画が存在していたと思う。大泉学園小学校から関越下を経由して大泉学園駅方面へ向かう際に、放射 7 号との交差点付近はギリギリで交互通行を強いられる。</p> <p>是非、補助 233 号線の計画を見直し、大泉学園駅方面への延伸を早急に検討してほしい。</p>	<p>第 53 条に基づき、都道府県知事等の許可を受ける必要があり、事業化の際に容易に移転または除去できる建築物でなければ建てることができません。</p> <p>補助 233 号線は、昭和 41 年に都市計画決定され、当時から補助 230 号線から北側の埼玉県境までの区間です。</p> <p>補助 230 号線から南側の区道（主要区道 57 号線および 61 号線）のうち、放射 7 号線（大泉氷川神社前交差点）までの区間は、都市計画道路を補完し、地区交通の主要な動線となる「生活幹線道路」（昭和 63 年決定）に位置付けられており、将来は幅員 12m 以上に拡幅される予定です。</p>
その他	<p>学園通りの大泉学園駅ガード下から富士街道方面への区間の道路整備については、25 年ほど前に早急に対応して欲しいと区に陳情した。</p> <p>もう少しとともに都市計画を進めてほしい。</p>	<p>都市計画道路補助 135 号線（大泉学園駅から富士街道までの区間）の整備を含む大泉学園駅南側地区のまちづくりについて、令和 7 年 3 月に取組方針を策定しました。</p> <p>今年度、補助 135 号線の事業化に向けた準備として測量作業に着手する予定です。</p> <p>引き続き、本取組方針に基づき、早期の道路整備に向けて取り組んでいきます。</p>

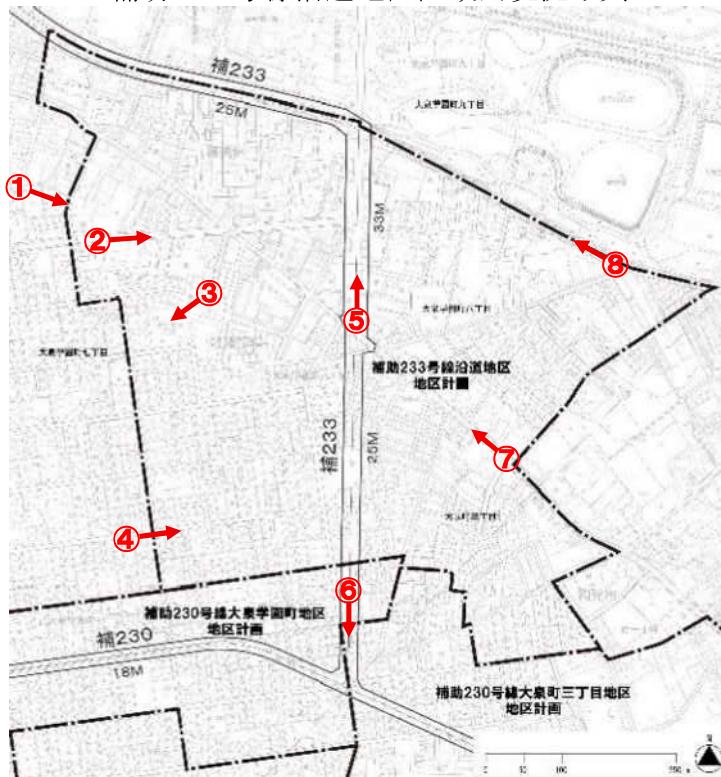
## 補助233号線沿道地区区域内現況写真



①生産緑地地区



②長久保通り



③大泉学園公園



④区画道路6号



⑤補助233号線整備済区間



⑥越後山通り



⑦別荘橋通り



⑧補助233号線道路予定地

## 補助 233 号線沿道地区 地区計画（原案）ほか 説明資料

### ～説明内容～

- ・補助 233 号線沿道地区地区計画の決定
- ・補助 230 号線大泉町三丁目地区地区計画の一部変更
- ・補助 230 号線大泉学園町地区地区計画の一部変更
- ・用途地域、高度地区、防火・準防火地域の変更

令和7年9月

練馬区

## 1. 補助 233 号線沿道地区の概要

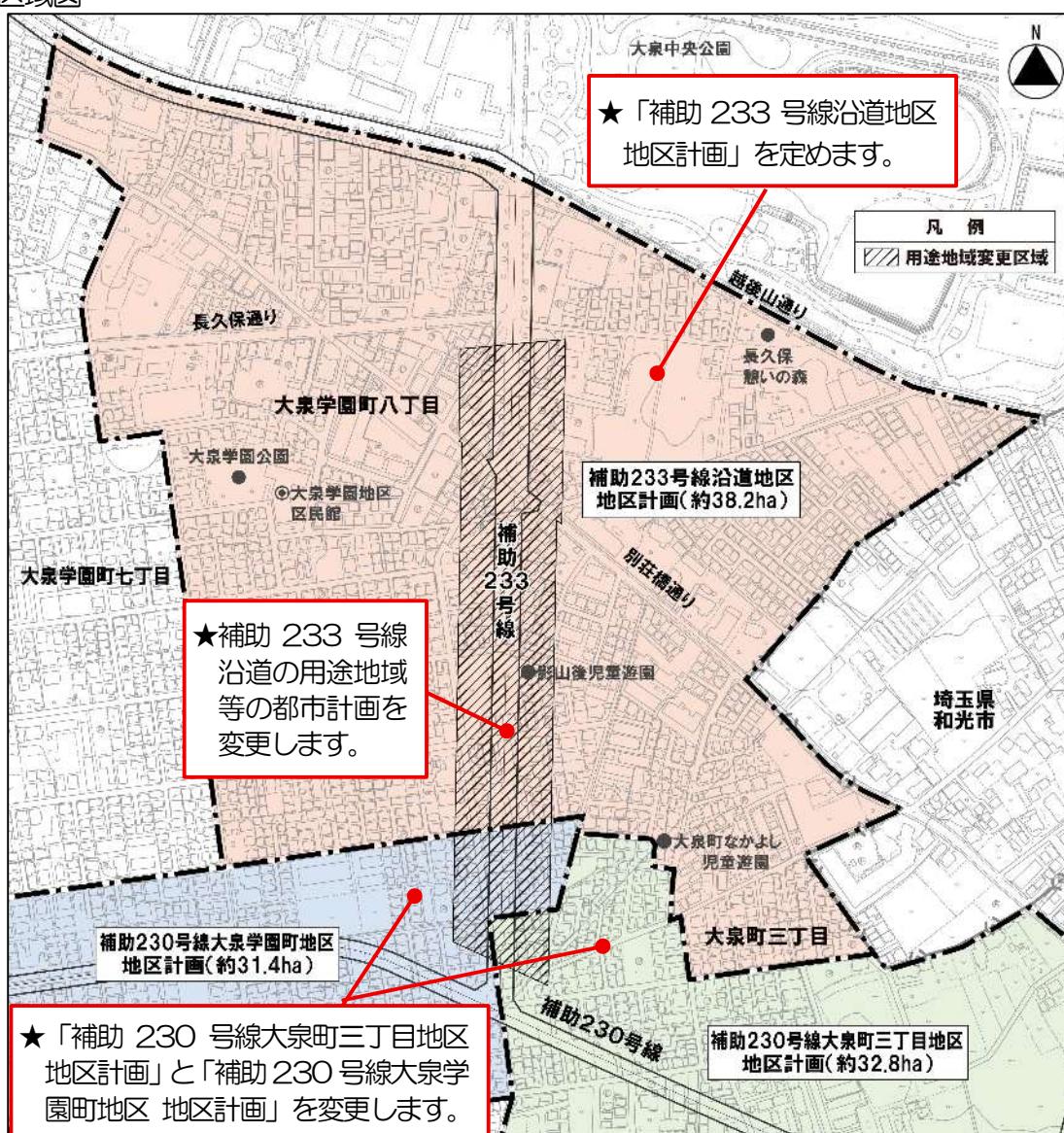
本地区は練馬区の北西部に位置し、全域が大泉風致地区に指定され、地区北部には生産緑地が存在する豊かなみどりを備えた住宅地です。地区内を通る東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 233 号線（以下「補助 233 号線」という。）については、既に完成した北側区間（別荘橋通り以北）の沿道は、ケヤキ並木が広がる良好な住宅地となっています。

現在、補助 233 号線の南側区間（別荘橋通り以南）の整備が進められており、今後沿道では街並みの大きな変化が見込まれます。一方で、後背地では敷地の細分化による建て詰まりを防ぐなど住環境の保全や、地区に狭い道路や行き止まり道路が多いことから道路基盤の充実が課題となっており、地区の特性を踏まえながら、周辺住宅地と自然景観に配慮したまちづくりを進める必要があります。

そこで、補助 233 号線を中心とした幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導と、災害に強くみどり豊かで景観に配慮した魅力ある街並みの形成を図るために、補助 233 号線沿道地区において地区計画を定めるとともに、既に決定している補助 230 号線大泉町三丁目地区および補助 230 号線大泉学園町地区において地区計画を変更します。また、あわせて用途地域（※）等の都市計画についても変更します。

※東京都と協議中

### ■区域図



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：7都市基交測第43号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号：7都市基交都第38号、令和7年4月30日）

## 2. 補助 233 号線沿道地区地区計画の目標と方針

### (1) はじめに

補助 233 号線の整備にあわせて、建築物等に関するルールを地区計画で定めます。あわせて用途地域(※)等を変更します。

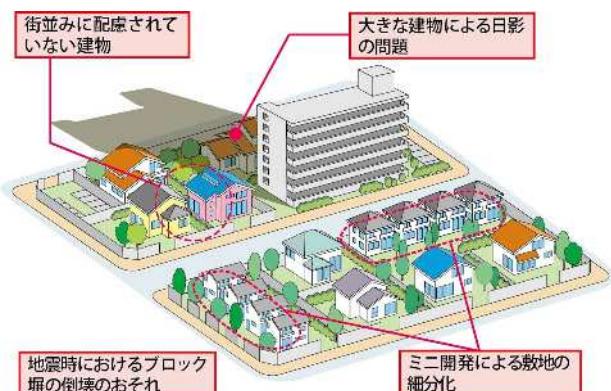
※東京都と協議中

#### 【地区計画とは】

特定の地区・街区単位で定めることができるきめ細かな都市計画の一つであり、建物の用途・高さ・形態意匠、敷地面積等に関するルールを定めることができます。

区域内の新築や建替えの際にルールを守っていただくことで、段階的に街並みを形成していきます。

現状のままで…



地区計画(まちづくりルール)を定めると



出典：全国地区計画推進協議会「地区計画」を基に作成

### (2) 地区計画の目標

補助 233 号線を中心とした、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導による生活利便性の向上や誰もが安全・安心に暮らせる災害に強い生活環境の形成、安全で快適な暮らしを支える交通環境の形成を目指すとともに、みどり豊かで良好な住環境の維持を図ります。



整備済の補助 233 号線



大泉学園公園



接道緑化のイメージ



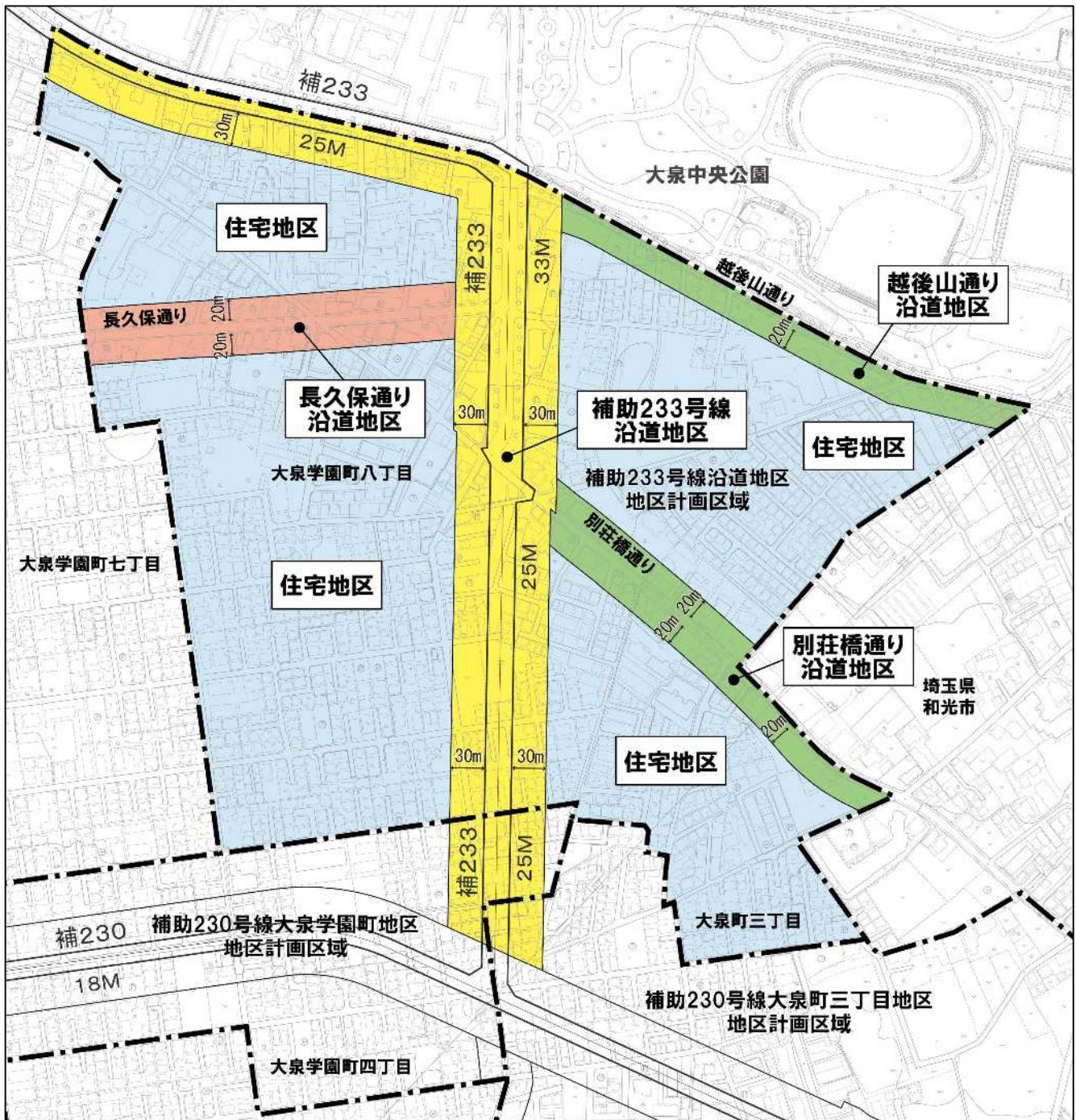
生産緑地地区

### (3) 地区計画の方針（区域の整備、開発および保全に関する方針）

#### 1) 土地利用の方針

地区の特性を踏まえ本地区を以下のとおり区分し、それぞれの地区の土地利用の方針を定めます。

##### ■地区区分図



この地図は、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

## ◆土地利用の方針

地区の名称	土地利用の方針
補助233号線沿道地区(※)	商業・業務施設や生活サービス施設の適度な立地による地域の利便性の向上を図るとともに防災性が高い街並みを形成します。
長久保通り沿道地区	身近な生活を支える店舗や中層住宅を中心とした街並みを形成します。
越後山通り沿道地区 別荘橋通り沿道地区	現在の中低層住宅を中心とした街並みを維持するとともに、地域の人々が憩えるような店舗等が立地する市街地を形成します。
住宅地区	風致地区にふさわしいみどり豊かな敷地と統一感のある街並みに配慮した、良好な低層住宅地を形成します。

※「補助230号線大泉町三丁目地区地区計画」および「補助230号線大泉学園町地区地区計画」においても補助233号線道路端から30mの範囲を新たに「補助233号線沿道地区」として区分します。

## 2) 建築物等の整備の方針 \*各地区的ルールはP5~P11をご覧ください。

- ◆住宅と店舗等が調和した街並みを誘導するため、建築物等の用途の制限を定めます。
- ◆公共施設の整備と土地の有効利用を一体的に誘導するため、建築物の容積率の最高限度を定めます。
- ◆敷地の細分化を防ぎ、ゆとりある住環境を保全するため、建築物の敷地面積の最低限度を定めます。
- ◆道路空間および道路交差部における見通し空間を確保し、安全性や防災性の向上を図るため、壁面の位置の制限および壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めます。
- ◆周辺の住環境に配慮した街並みの形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定めます。
- ◆落ち着きのある良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限を定めます。
- ◆地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、またみどり豊かな街並みの形成を図るため、垣または柵の構造の制限を定めます。

## 3) 地区施設の整備の方針 \*内容の詳細はP18をご覧ください。

- ◆道路：練馬区道路網計画に基づき、地区全体の道路ネットワークの形成を図ります。  
また、防災性の向上や安全な暮らしを図るため、不接道宅地の解消に資する道路や隅切りの整備を促進します。

### 3. 各地区の建築物等に関するルール

#### ■補助 233 号線沿道地区における今後の建築にかかる制限一覧

地区区分	補助 233 号線沿道地区			長久保通り沿道地区		越後山通り 沿道地区	別荘橋通り 沿道地区	住宅地区								
	①	②	③	A 地区	B 地区			A 地区	B 地区							
地域地区	用途地域	一住	一住	※	近商	一住	一中高	一低								
	容積率	300%	300%	※	300%	200%		100%								
	建蔽率	60%	60%	※	80%	60%		50%								
	防火地域等	防火地域	防火地域		防火地域	準防火地域										
地区計画	高度地区等	20m 第2種	20m 第2種		25m 第3種	20m 第2種	17m 第2種	17m 第1種 (10m)								
	建物用途の制限	ホテルまたは旅館、葬祭場等						—								
		—	建築基準法別表第2 (に)項に掲げる建築物	ぱちんこ屋等	—			—								
	容積率の最高限度	—	300% (条件あり:P13へ)				—	—								
	高さの最高限度	17mかつ5階(地階を除く)以下						—								
	敷地面積の最低限度	110 m <sup>2</sup>		—	110 m <sup>2</sup>											
	形態・色彩・意匠の制限	建築物の屋根、外壁等および屋外広告物の形態および色彩その他の意匠は、原色の使用を避け、周辺の街並みと調和した落ち着いた色合いのものとする コンテナを利用した建築物を建築する場合は、開放感のあるデザインとし、外壁には化粧を施すなど景観に配慮したものとする														
	垣または柵の構造の制限	道路に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等とする 補助 233 号線、長久保通り、越後山通り、別荘橋通りに面する部分については、接する敷地の長さの 10 分の 4 以上の部分を、道路に沿って緑化しなければならない(詳細は P16 へ)														
	壁面の位置の制限	地区施設道路拡幅の後退(区画道路端まで) 隅切り部分の後退(P 18 の図に示した部分は長さ 3m 以上、その他の角敷地は長さ 2m 以上)														
	地区施設	P 18 の図に示した区画道路、隅切り														
	壁面後退区域の工作物設置制限	上記壁面後退区域は、門、塀、擁壁、広告物、看板、自動販売機等通行の妨げとなるような工作物等は設置不可														

- ◆ 地域地区および地区計画のハッチ部分は、現在のルールから変更のない部分になります。 ※ 東京都と協議中
- ◆ 上記表のうち、地区計画による制限と、地域地区の制限が重複している場合は、厳しい方の制限が優先されます。

#### ■地区区分図



凡 例	
□	地区計画区域
■	補助233号線沿道地区 ①
■	補助233号線沿道地区 ②
■	補助233号線沿道地区 ③
■	長久保通り沿道地区 A 地区
■	長久保通り沿道地区 B 地区
■	越後山通り沿道地区
■	別荘橋通り沿道地区
■	住宅地区 A 地区
■	住宅地区 B 地区

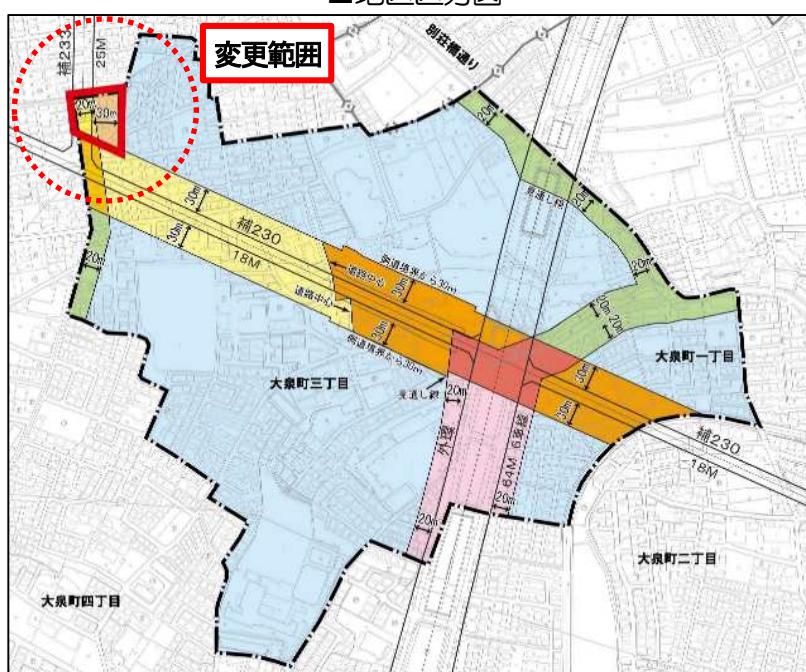
この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。  
(承認番号) 7都市基街都第38号  
令和7年4月30日

## ■補助 230 号線大泉町三丁目地区における今後の建築にかかる制限一覧

地区区分	新駅周辺地区			補助 230 号線沿道地区		補助 233 号線沿道地区		生活幹線道路等沿道地区	低層住宅地区				
	A 地区	B 地区	C 地区	A 地区	B 地区	②	③						
地域地区	用途地域	一住					一住	※	一中高				
	容積率	300%	200%	300%		300%	※	200%	100%				
	建蔽率	60%					60%	※	60%				
	防火地域等	防火地域	準防火地域	防火地域		防火地域		準防火地域					
	高度地区等	20m 第2種	17m 第2種	20m 第2種	20m 第2種		17m第1種 17m第2種 (10m)	第1種	—				
地区計画	建物用途の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテルまたは旅館</li> <li>・葬祭場</li> </ul>					・ホテルまたは旅館	—					
	容積率の最高限度	300% (条件あり:P13へ)	—	300% (条件あり:P13へ)	300% ※ (条件あり:P13へ)		—						
	高さの最高限度	17m			17mかつ5階 (地階除く) 以下		15m	—					
	敷地面積の最低限度	110 m <sup>2</sup>											
	形態・色彩・意匠の制限	<p>建築物の屋根および外壁等の色彩は、原色の使用を避け、街並みとの調和を図るものとする</p> <p>補助 233 号線沿道地区において、コンテナを利用した建築物を建築する場合は、開放感のあるデザインとし、外壁には化粧を施すなど景観に配慮したものとする</p>											
	垣または柵の構造の制限	<p>道路に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等の開放性のある構造とする</p> <p>補助 233 号線に面する部分については、接する敷地の長さの 10 分の 4 以上の部分を、道路に沿って緑化しなければならない(詳細は P16 へ)</p>											
	壁面の位置の制限	<p>地区施設道路拡幅の後退(区画道路端まで)</p> <p>隅切り部分の後退(道路が交差する角敷地は長さ 2m 以上)</p>											
	地区施設	生活幹線道路(1路線)、区画道路(6路線)											
	壁面後退区域の工作物設置制限	上記壁面後退区域は、門、塀、擁壁、広告物、看板、自動販売機等の通行の妨げとなるような工作物等は設置不可											

- ◆ 地域地区および地区計画のハッチ部分は、現在のルールから変更のない部分になります。
- ◆ 上記表のうち、地区計画による制限と、地域地区の制限が重複している場合は、厳しい方の制限が優先されます。

■地区区分図



凡 例	
	地区計画区域
	新駅周辺地区 A 地区
	新駅周辺地区 B 地区
	新駅周辺地区 C 地区
	補助 230 号線沿道地区 A 地区
	補助 230 号線沿道地区 B 地区
	補助 233 号線沿道地区 ②
	補助 233 号線沿道地区 ③
	生活幹線道路等沿道地区
	低層住宅地区

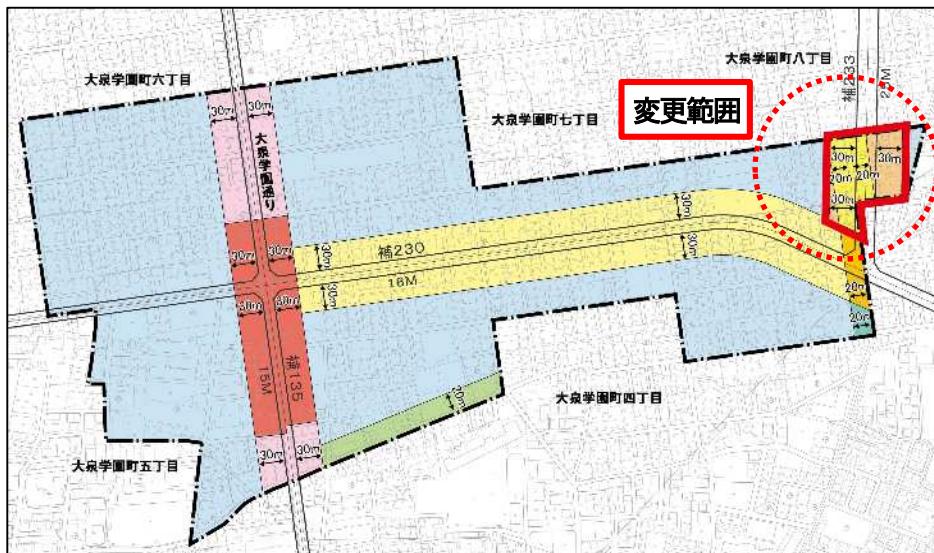
この地図は、東京都縮尺 1/2,500  
地形図を使用(承認番号: 7都市  
基交測第43号)して作成したもの  
である。無断複製を禁ずる。  
この地図の著作権は、東京都及び  
株式会社ミッドマップ東京に帰  
属する。  
(承認番号) 7都市基交都第38号  
令和7年4月30日

## ■補助230号線大泉学園町地区における今後の建築にかかる制限一覧

地区区分		新駅周辺地区	大泉学園通り商業地区	補助230号線沿道地区	補助233号線沿道地区	住宅地区									
地域地区区分	用途地域	近商		一住		一住	※	一中高	一低						
	容積率	300%		300%		300%	※	200%	100%						
	建蔽率	80%		60%		60%	※	60%	50%						
	防火地域等	防火地域		防火地域		準防火地域									
	高度地区等	25m 第3種		20m 第2種		20m 第2種	17m 第2種	17m 第1種 (10m)	第1種 (10m)						
地区計画	建物用途の制限	・ぱちんこ屋 ・葬祭場等		・ホテルまたは旅館 ・葬祭場等 ・建築基準法別表第2 (Ⅰ)項に掲げる建築物		—									
	容積率の最高限度	—		300% (条件あり:P13へ)		300%	※ (条件あり:P13へ)	—							
	高さの最高限度	—		17mかつ5階 (地階除く)以下		17mかつ5階 (地階除く)以下	—	15m 以下	—						
	敷地面積の最低限度	—		110 m <sup>2</sup>											
	形態・色彩・意匠の制限	建築物および屋外広告物の形態・色彩・意匠は、周辺の街並みと調和を図る。 良好な住環境や街並みの整備・維持のため、コンテナを利用した建築物は建築してはならない。 ただし、開放感のあるデザインとし、外壁には化粧を施す等景観に配慮したものについては、この限りでない。													
	垣または柵の構造の制限	道路に面する部分は生垣またはフェンス等とする 補助233号線に面する部分については、接する敷地の長さの10分の4以上の部分を、道路に沿って緑化しなければならない(詳細はP16へ)													
	壁面の位置の制限	地区施設道路沿道の後退(道路中心線から3m以上) 隅切部分の後退(地区施設に該当する部分は長さ3m以上、その他の角敷地は見通し空間2m以上)													
	地区施設	道路(8路線)、隅切り、公園(2ヶ所)													
	壁面後退区域の工作物設置制限	上記壁面後退区域は、門、塀、擁壁、広告物、看板、自動販売機等の通行の妨げとなるような工作物等は設置不可													

- ◆ 地域地区および地区計画のハッチ部分は、現在のルールから変更のない部分になります。 ※ 東京都と協議中
- ◆ 上記表のうち、地区計画による制限と、地域地区の制限が重複している場合は、厳しい方の制限が優先されます。

### ■地区区分図



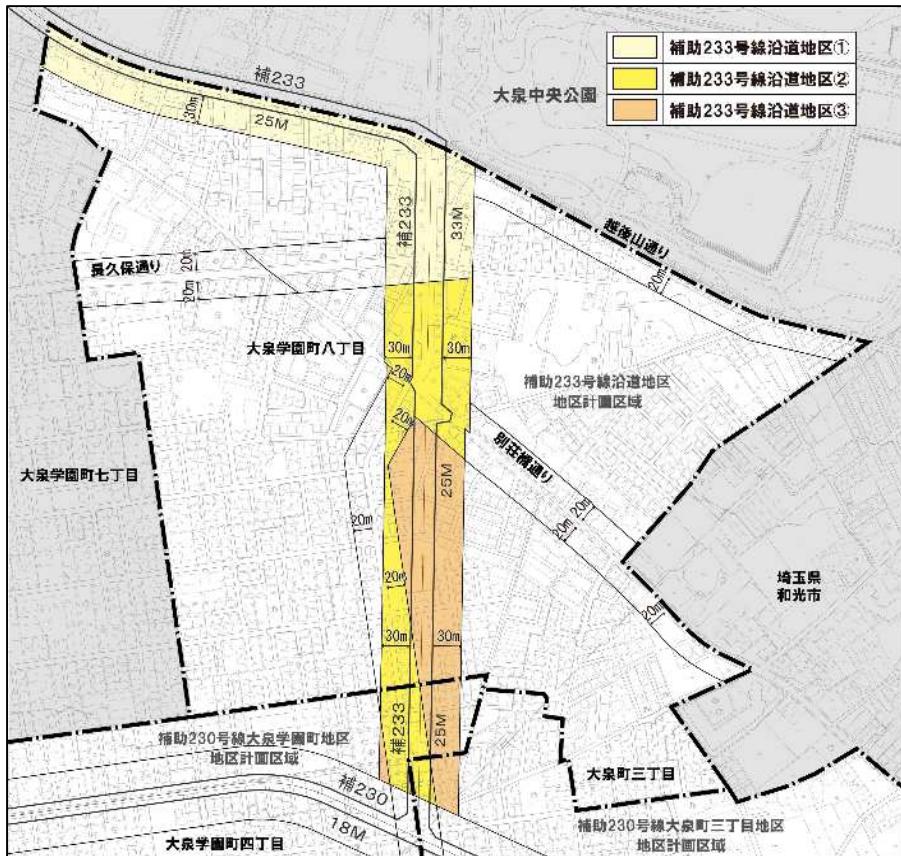
凡例	
	地区計画区域
	新駅周辺地区
	大泉学園通り商業地区
	補助230号線沿道地区 A地区
	補助230号線沿道地区 B地区
	補助233号線沿道地区 ②
	補助233号線沿道地区 ③
	住宅地区 A地区
	住宅地区 B地区
	住宅地区 C地区

この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。  
(承認番号)7都市基交都第38号  
令和7年4月30日

## (1) 各地区的建築物のルールの詳細

### ① 補助233号線沿道地区に関するルール



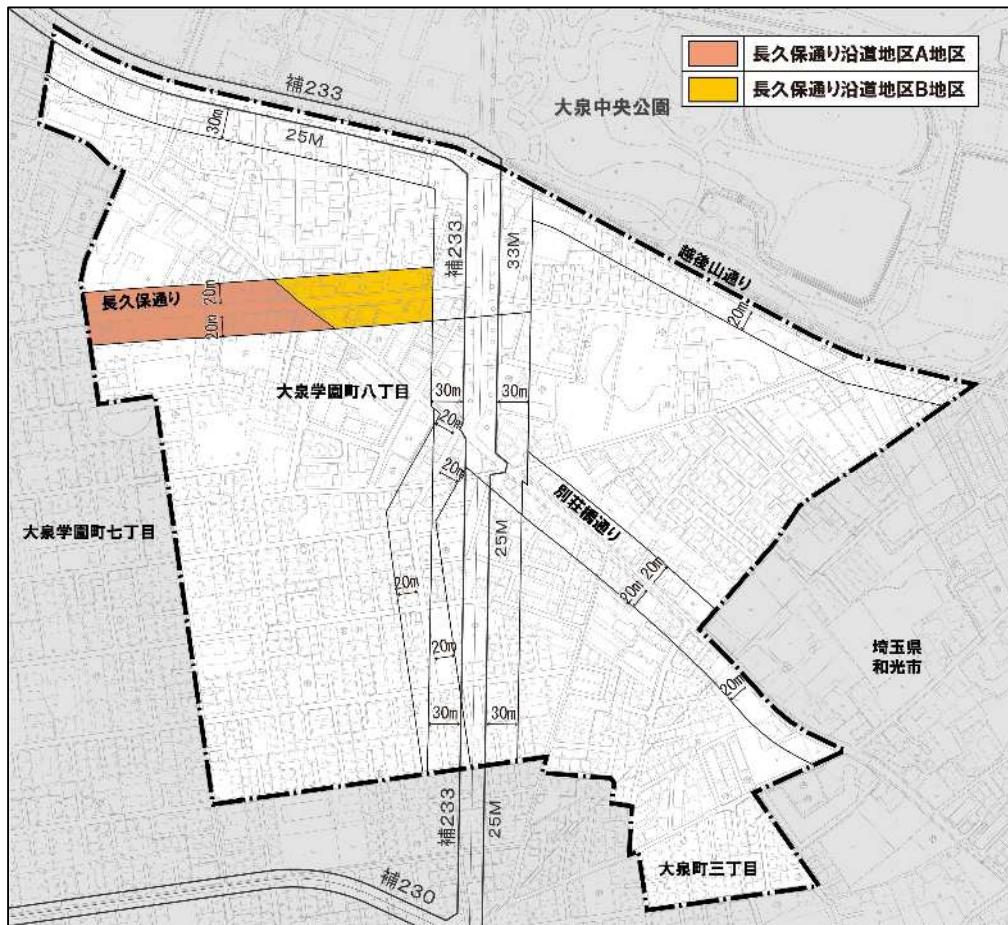
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。  
(承認番号) 7都市基街都第38号  
令和7年4月30日

#### <補助233号線沿道地区的建築のルール>

項目	制限の種類	建築条件
(1)用途に関すること <a href="#">P 12</a> へ	用途地域 ※	第一種住居地域
	建築物等の用途	①・②・③: ホテル・旅館、葬祭場等の建物は建築できない ②・③: 建築基準法別表第2(に)項に掲げる建物は建築できない
(2)大きさに関すること <a href="#">P 13</a> へ	建蔽率 ※	60%
	容積率 ※	300%
(3)高さに関すること <a href="#">P 14</a> へ	高度地区による高さの最高限度 (20m第2種)	<p>【20m第2種高度地区】</p> <p>→真北方向</p> <p>隣地境界線</p>
	地区計画による高さの最高限度 (17mかつ5階以下)	
	練馬区風致地区条例による高さの最高限度 (15m以下 緩和規定あり)	
	高度地区による高さの最高限度、地区計画による高さの最高限度、練馬区風致地区条例による高さの最高限度の要件を全て満たす必要があります。	
(4)構造に関すること <a href="#">P 15</a> へ	防火地域	階数3以上、または、床面積100m <sup>2</sup> を超える建物は耐火建築物とする。
(5)その他 敷地・建築物に関すること <a href="#">P 15・16</a> へ	敷地面積の最低限度	110m <sup>2</sup>
	形態または色彩 その他の意匠の制限	周辺の街並みと調和した落ち着いた色合いとする。 コンテナを利用する場合は、景観に配慮する。
	垣または柵の構造の制限	道路に面する部分は、生垣またはフェンス等とする。 補助233号線に面する敷地の長さの10分の4以上を緑化する。

※ 東京都と協議中

## ② 長久保通り沿道地区に関するルール



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。  
(承認番号) 7都市基街都第38号  
令和7年4月30日

### <長久保通り沿道地区的建築のルール>

項目	制限の種類	建築条件
(1)用途に関すること <span style="color:red">P12へ</span>	用途地域 ※	A:近隣商業地域、B:第一種住居地域
	建築物等の用途	A・B:ホテル・旅館、葬祭場等の建物は建築できない A:ぱちんこ屋等の建物は建築できない
(2)大きさに関すること <span style="color:red">P13へ</span>	建蔽率 ※	A:80%、B:60%
	容積率 ※	300%
(3)高さに関すること <span style="color:red">P14へ</span>	高度地区による高さの最高限度 (A:25m第3種) (B:20m第2種)	
	地区計画による高さの最高限度 (17mかつ5階以下)	
	練馬区風致地区条例による高さの最高限度 (15m以下 緩和規定あり)	
高度地区による高さの最高限度、地区計画による高さの最高限度、練馬区風致地区条例による高さの最高限度の要件を全て満たす必要があります。		
(4)構造に関すること <span style="color:red">P15へ</span>	防火地域	階数3以上、または、床面積100m <sup>2</sup> を超える建物は耐火建築物とする。
(5)その他 敷地・建築物に関すること <span style="color:red">P15・16へ</span>	敷地面積の最低限度	B: 110m <sup>2</sup>
	形態または色彩 その他の意匠の制限	周辺の街並みと調和した落ち着いた色合いとする。 コンテナを利用する場合は、景観に配慮する。
	垣または柵の構造の制限	道路に面する部分は、生垣またはフェンス等とする。 長久保通りに面する敷地の長さの10分の4以上を緑化する。

※ 東京都と協議中

### ③ 越後山通り沿道地区・別荘橋通り沿道地区に関するルール

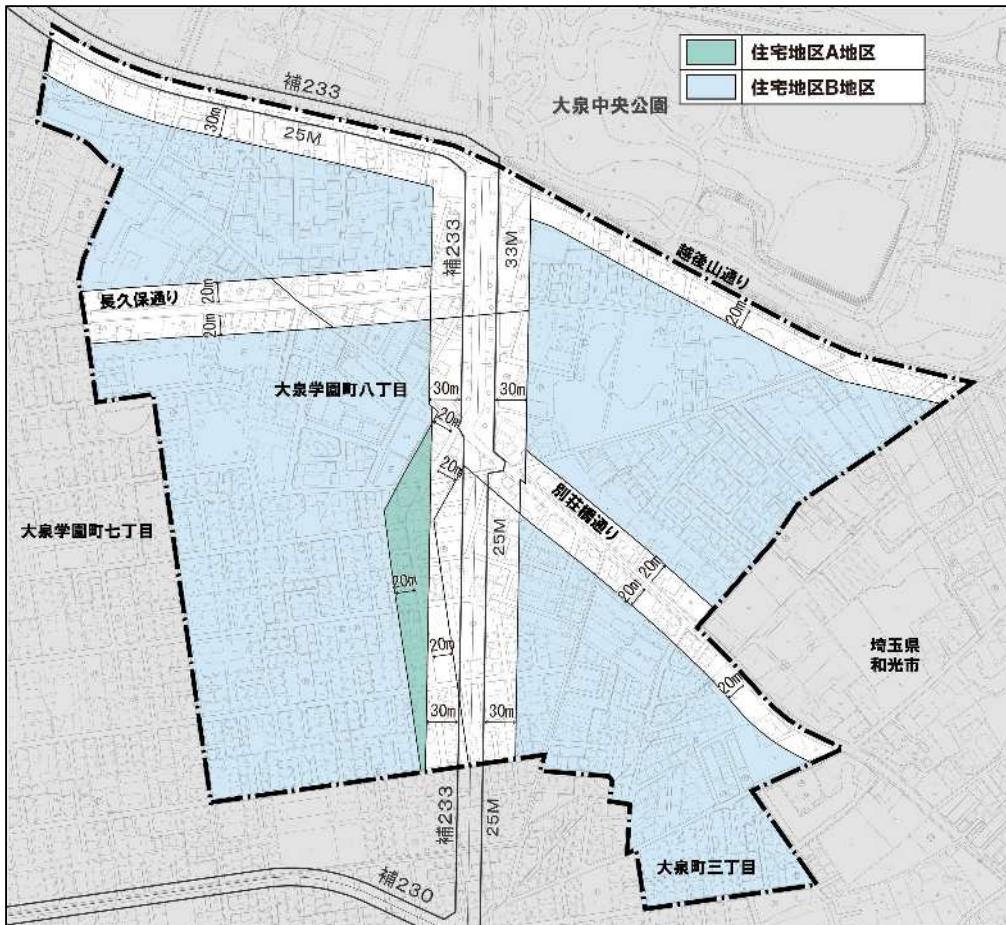


#### ＜越後山通り沿道地区・別荘橋通り沿道地区的建築のルール＞

項目	制限の種類	建築条件
(1)用途に関すること <b>P12へ</b>	用途地域 ※	越後山通り沿道地区：第一種住居地域 別荘橋通り沿道地区：第一種中高層住居専用地域
	建築物等の用途	越後山通り沿道地区：ホテル・旅館、葬祭場等の建物は建築できない
(2)大きさに関すること <b>P13へ</b>	建蔽率 ※	60%
	容積率 ※	200%
(3)高さに関すること <b>P14へ</b>	高度地区による高さの最高限度 (17m第2種)	
	練馬区風致地区条例による高さの最高限度 (15m以下 緩和規定あり)	
	高度地区による高さの最高限度、練馬区風致地区条例による高さの最高限度の要件を全て満たす必要があります。	
(4)構造に関すること <b>P15へ</b>	準防火地域	階数4以上(地階を除く)、または、床面積1,500m <sup>2</sup> を超える建物は耐火建築物とする。
(5)その他 敷地・建築物に関すること <b>P15・16へ</b>	敷地面積の最低限度	110m <sup>2</sup>
	形態または色彩 その他の意匠の制限	周辺の街並みと調和した落ち着いた色合いとする。 コンテナを利用する場合は、景観に配慮する。
	垣または柵の構造の制限	道路に面する部分は、生垣またはフェンス等とする。 越後山通りおよび別荘橋通りに面する敷地の長さの10分の4以上を緑化する。

※ 東京都と協議中

#### ④ 住宅地区に関するルール



#### <住宅地区的建築のルール>

項目	制限の種類	建築条件
(1)用途に関すること <span style="color:red">P 12 へ</span>	用途地域 ※	A: 第一種中高層住居専用地域 B: 第一種低層住居専用地域
(2)大きさに関すること <span style="color:red">P 13 へ</span>	建蔽率 ※	A: 60%、B: 50%
	容積率 ※	A: 200%、B: 100%
(3)高さに関すること <span style="color:red">P 14 へ</span>	高度地区による高さの最高限度 (A地区: 17m第1種) (B地区: 第1種(10m))	<p>高度地区による高さの最高限度 (A地区: 17m第1種) (B地区: 第1種(10m))</p>
	練馬区風致地区条例による高さの最高限度 (15m以下 緩和規定あり)	<p>練馬区風致地区条例による高さの最高限度 (15m以下 緩和規定あり)</p>
	高度地区による高さの最高限度、練馬区風致地区条例による高さの最高限度の要件を全て満たす必要があります。	
(4)構造に関すること <span style="color:red">P 15 へ</span>	準防火地域	階数4以上(地階を除く)、または、床面積1,500m <sup>2</sup> を超える建物は耐火建築物とする。
(5)その他 敷地・建築物に関すること <span style="color:red">P 15・16 へ</span>	敷地面積の最低限度	110m <sup>2</sup>
	形態または色彩 その他の意匠の制限	周辺の街並みと調和した落ち着いた色合いとする。 コンテナを利用する場合は、景観に配慮する。
	垣または柵の構造の制限	道路に面する部分は、生垣またはフェンス等とする。

※ 東京都と協議中

## 4. 建築物等に関するルールの内容

### (1) 用途に関すること

補助 233 号線沿道では、後背の住宅地に配慮しながらも、店舗や中低層住宅が共存する沿道市街地とするため、補助 233 号線道路端から 30m の範囲の用途地域を「第一種住居地域」に変更します。これにより、建築可能な建物の用途が増えることになります。

一方で、地区にふさわしくない建物の立地を防ぎ、周辺の住環境に配慮した市街地を形成するため、「ホテルおよび旅館」「葬祭場等」「建築基準法別表第2(ニ)項に掲げる建築物（補助 233 号線沿道地区②・③）」の建物用途については地区計画により制限します。

また、長久保通り沿道および越後山通り沿道では、地区にふさわしくない建物の立地を防ぐため、「ホテルおよび旅館」「葬祭場等」「ぱちんこ屋等（長久保通り沿道地区 A 地区）」の建物用途について地区計画により制限します。

イメージ



#### (参考) 用途地域について

都市の健全な発展と秩序ある整備を目指し、建物用途の建築可能な範囲を定めるものです。

**第一種低層住居専用地域（一低）**：低層住宅の良好な環境保護のための地域

**第一種中高層住居専用地域（一中高）**：中高層住宅の良好な環境保護のための地域

**第一種住居地域（一住）**：住宅の環境保護を図り、大規模な店舗、事務所の立地が制限される地域

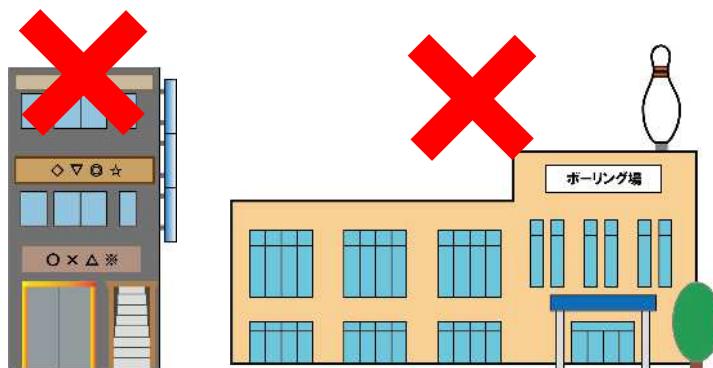
**近隣商業地域（近商）**：近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域

#### (参考) 建築基準法別表第2(ニ)項に掲げる建築物について

床面積が 1,500 m<sup>2</sup>を超える店舗等、事務所等

店舗等、事務所等に供する部分が3階以上にある建築物

ボーリング場等の運動施設等



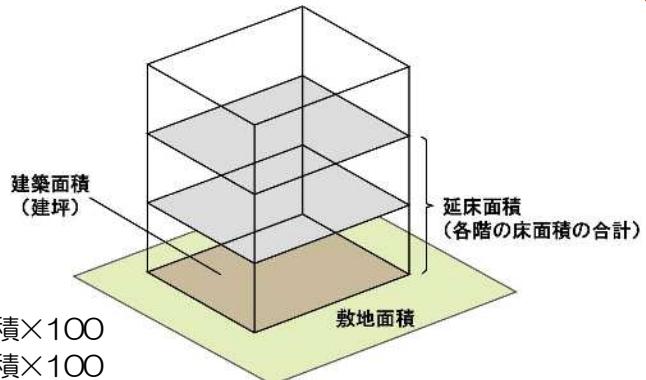
## (2) 大きさに関すること

補助 233 号線沿道地区では、建物を現在よりも大きく建てられるように建蔽率を 60% (②)、容積率を 300% (②・③) に変更します。

ただし、変更後の容積率 (300%) を活用できるのは、原則、補助 233 号線の供用開始後となります。補助 233 号線の供用開始前に建替え等を行う場合、変更後の容積率を活用するには、地区計画の内容に適合し、かつ練馬区の認定を受ける必要があります。(以下「誘導容積型地区計画について」を参照。)

### (参考) 建蔽率・容積率について

建蔽率は「敷地面積に対する建築面積の割合」を  
容積率は「敷地面積に対する延床面積の割合」を  
表す数値で、建築可能な建物ボリュームを定める  
ものです。



### (参考) 誘導容積型地区計画について

誘導容積型地区計画とは、道路等の公共施設の状況に応じた暫定的に低い容積率「暫定容積率」と、その地区の特性に応じた目標とする高い容積率「目標容積率」の二段階の容積率を定め、公共施設の整備と土地の有効利用を一体的に誘導していくためのルールです。

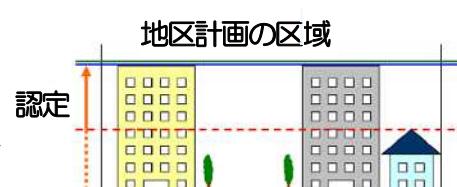
変更後の容積率（目標容積率）を利用するには、地区計画の内容に適合し、練馬区の認定（公共事業に協力しているなど）を受ける必要があります。

### 誘導容積型地区計画のイメージ

#### ■都市計画道路が未整備の場合



#### ■地区計画の内容に適用し、 練馬区が認定した場合



都市計画道路が未整備

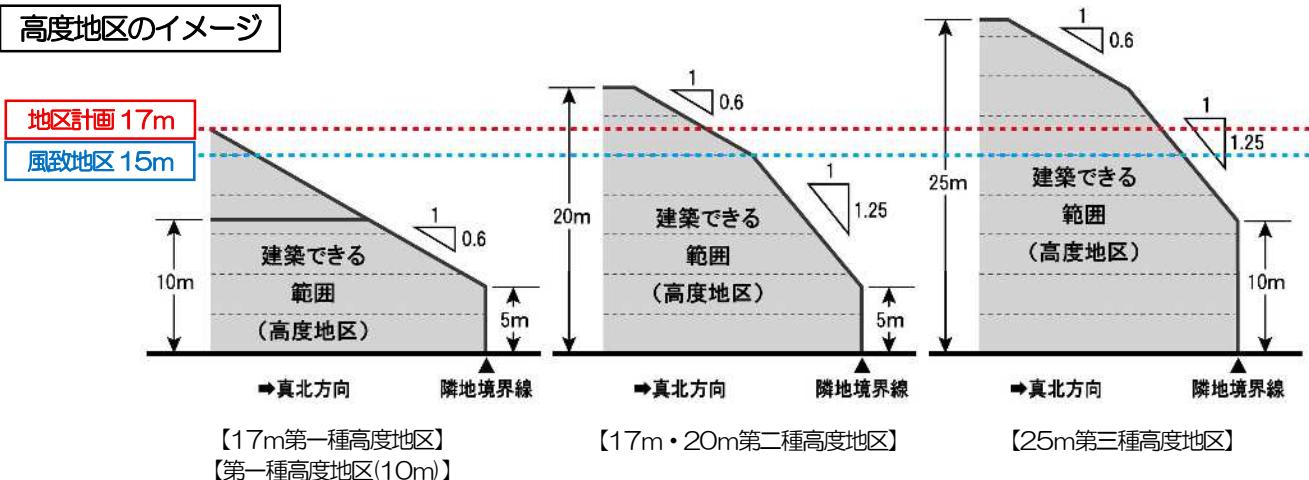
都市計画道路を整備

### (3) 高さに関すること

#### 1) 高度地区（地域地区）

高度地区とは、建築物の最高高さ等を制限することにより、日照・通風・採光等を確保し、住環境を保護するものです。真北方向の斜線制限および絶対高さ制限を越えて建築物を建てることはできません。

##### 高度地区のイメージ



#### 2) 建築物等の高さの最高限度（地区計画）

背後の住環境に配慮し、周辺と一体的な街並みを形成するため、地区計画により建物の高さの上限を17mかつ5階（地階除く）以下とします（上図の赤点線）。

#### 3) 風致地区による高さ制限

練馬区風致地区条例により、現状、地区内で建物を建築する際は、15mまでの高さ制限となっています（上図の青点線）。ただし、同条例の緩和規定（緑化率等）を充たす場合は、高さ制限（15m）を超える建物を建てることができます。

なお、その場合にあっても、建物高さの最高限度は17mとなります。

##### 【まとめ】

地区区分	補助233号線沿道地区			長久保通り沿道地区		越後山通り 沿道地区	別荘橋通り 沿道地区	住宅地区			
	①	②	③	A地区	B地区			A地区	B地区		
建物の高さの規制	17m (風致地区条例に基づく緩和規定を満たす場合) ※1							10m			
	15m (風致地区条例に基づく緩和規定を満たさない場合) ※2										
	20m		25m	20m	17m		17m	第1種 高度地区			
建物の形の規制	第2種 高度地区			第3種 高度地区	第2種 高度地区	第2種 高度地区		第1種 高度地区	第1種 高度地区		

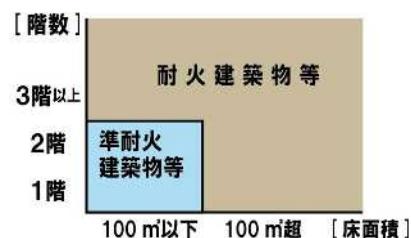
※白抜きの欄が適用される規制です（※1と※2はどちらかが適用されます）

#### (4) 構造に関するこ

補助233号線沿道地区②・③では、沿道の建物を燃えにくく、倒壊しにくくすることにより、火災時に火が燃え広がるのを防ぐ延焼遮断帯としての機能を高めるため、防火地域に変更します。

##### (参考) 防火地域について

建築物を建築する際は、一般的に鉄筋コンクリート造等の耐火建築物にしなければなりません。小規模（2階建以下、100m<sup>2</sup>以下）ならば、準耐火建築物（壁や柱等を不燃材料で覆った鉄骨造・木造等）も可能です。



##### (参考) 延焼遮断帯について

道路等の都市施設と、その沿道の耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間のことで、地震発生時等の火災の延焼を防ぐ機能を果たします。



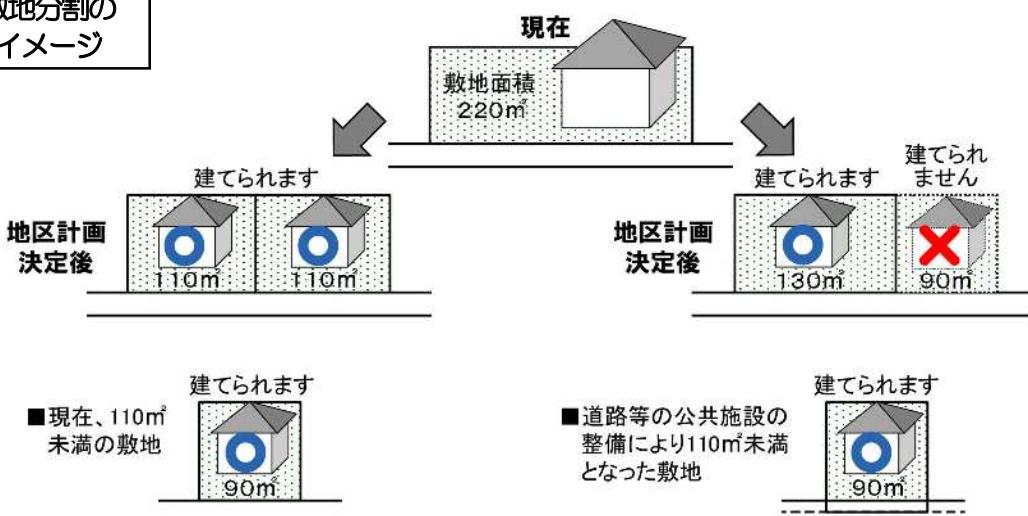
出典：東京都都市防災不燃化促進事業ホームページの図を基に作成

#### (5) その他 敷地・建築物に関するこ

##### 1) 建築物の敷地面積の最低限度

土地の細分化を防ぐとともに、ゆとりある住環境を保全するため、地区計画により、敷地分割の際ににおける敷地面積の最低限度を 110m<sup>2</sup>とします。

##### 敷地分割のイメージ



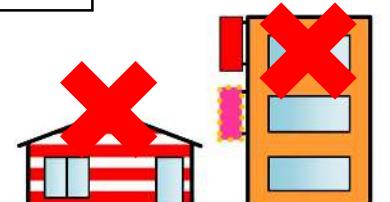
ただし、地区計画が決定した時点で110m<sup>2</sup>未満の敷地や公共施設の整備等に伴い敷地が110m<sup>2</sup>未満となる場合は、敷地全てを一つの敷地として使用する場合は建築可能です。

## 2) 建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限

落ち着きのある良好な街並みの形成を図るため、建築物の屋根、外壁等および屋外広告物の形態、色彩、意匠は、原色の使用を避け、周辺の街並みと調和した落ち着いた色合いのものとします。

また、コンテナを利用した建築物を建築する場合は、開放感のあるデザインとし、外壁には化粧を施す等景観に配慮したものとします。

イメージ



出典：補助 230 号線大泉学園町地区地区計画資料

## 3) 垣または柵の構造の制限

地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、みどり豊かな街並みを形成するため、道路に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等とします。

ただし、高さ 60cm 以下の部分ではブロック等の設置は可能です。

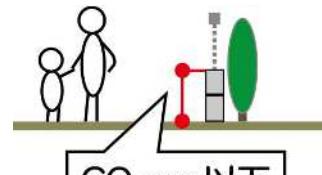
イメージ



【生け垣】



【フェンス】

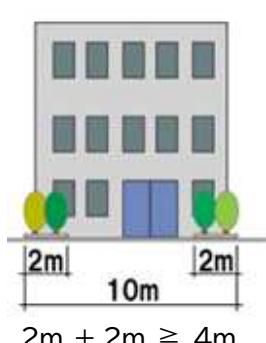


また、補助 233 号線、長久保通り、越後山通り、別荘橋通りに面する部分は、接する敷地の長さの 10 分の 4 以上の部分を、道路に沿って緑化することとします。

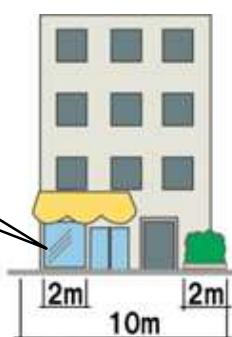
ただし、土地利用上やむを得ない場合や、道路沿いにショーウィンドウ、ディスプレイ等、屋内外の活動が相互に望め、賑わいを創出するような形態の部分については、緑化したとみなし、緑化が必要となる長さから除くことができます。

イメージ

道路に接する敷地の長さが 10m の場合に  
必要な緑化長さ  $10m \times 4/10 = 4m$



ショーウィンドウ等



$$2m(\text{ショーウィンドウ等}) + 2m \geq 4m$$

出典：上石神井駅周辺地区地区計画資料を基に作成

## 5. 建築物の壁面の位置の制限等

### (1) 角敷地の壁面の位置の制限等

道路の交差部(道路が交差する角敷地)において、見通しの空間を確保して安全性の向上を図るため、壁面の位置の制限について、以下のように定めます。

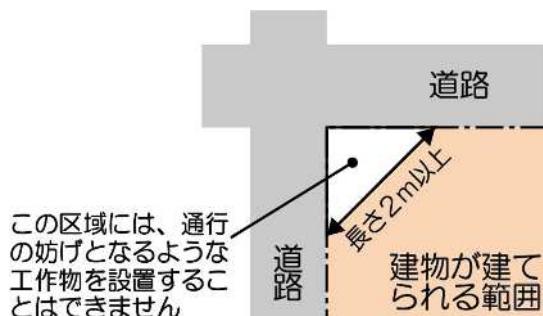
### (2) を除く全ての地区

道路が交差する角敷地では、長さ2m以上の隅切りを確保するよう建築物の外壁等を後退します。上記の後退区域には、門、塀、広告物、看板、自動販売機等の交通の妨げとなるような工作物を設置することはできません。

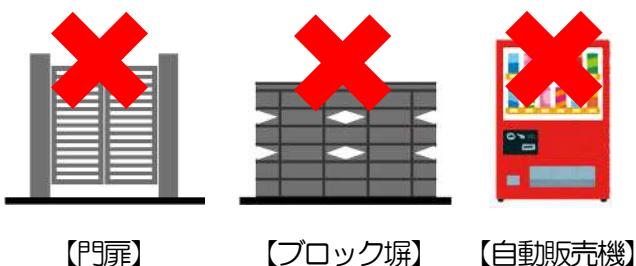
※2つの道路の交わる角度が120度以上の場合を除きます。

※P18の地区施設(隅切り)部分は(2)地区施設沿道の壁面の位置の制限になります。

イメージ



壁面後退区域に設置できない工作物の例



### (2) 地区施設沿道の壁面の位置の制限

災害時における緊急車両の通行や交差部における見通しを確保するため、区画道路と隅切りを地区施設に位置付けます。位置については、次のページをご確認ください。

あわせて、「壁面の位置の制限」、「壁面後退区域における工作物の設置の制限」を定めて、地区施設の空間を確保します。

壁面の位置の制限について、区画道路沿道の建築物の外壁等の面から道路中心までの距離は3m以上(一部の区画道路は道路の端部から一方6m)とします。また、長さ3m以上の隅切りを確保するよう建築物の外壁等を後退します。

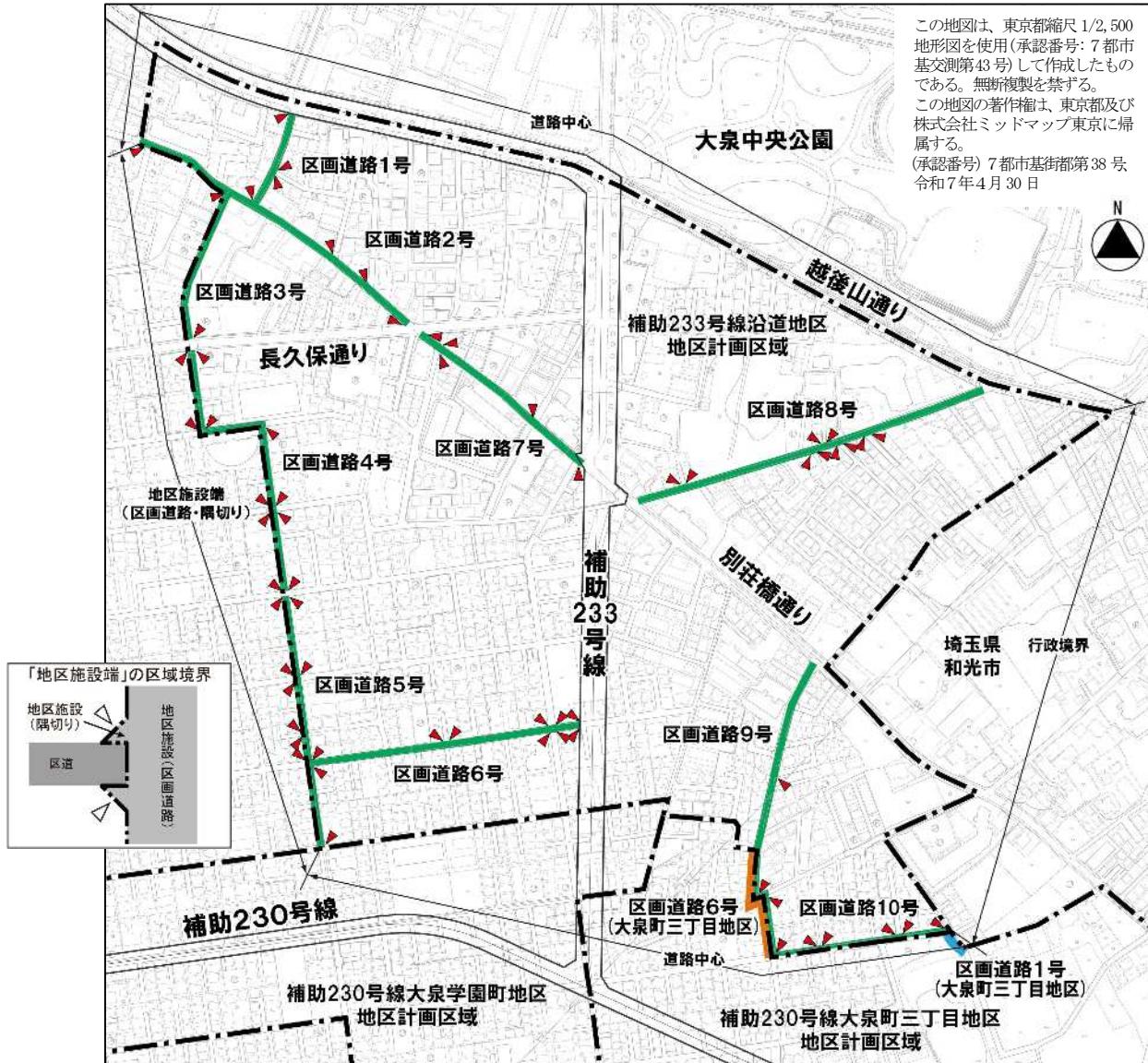
上記により後退した区域には、門、塀、広告物、看板、自動販売機等の交通の妨げとなるような工作物を設置することはできません。

なお、建替え等にあわせて壁面を後退していただくルールであり、直ちに後退していただくものではありません。また、地区施設沿道では後退いただいた部分の土地は、原則、区で買い取らせていただきます。ただし、一定規模の大きさの敷地については、まちづくり条例に基づいて寄付をしていただくことになります。

## 6. 地区施設の配置および規模

防災性の向上や安全な暮らしを図るため、以下の路線を「地区施設道路」として地区計画に定めます。

## ■地区施設道路の配置図



## 補助 233 号線沿道地区 地区施設（新設）

名称	幅員	備考
区画道路1、3~6、8号	6.0m	既に必要な道路幅員が確保されている箇所は後退する必要はありません。
区画道路2号	6.0m~6.2m	
区画道路7号	6.0m~6.3m	
区画道路9号	3.0m[6.0m]~6.1m	
区画道路10号	3.0m[6.0m]	
▲	隅切り(底辺3mの二等辺三角形)	新設

## 補助 230 号線大泉町三丁目地区 地区施設（変更・新設）

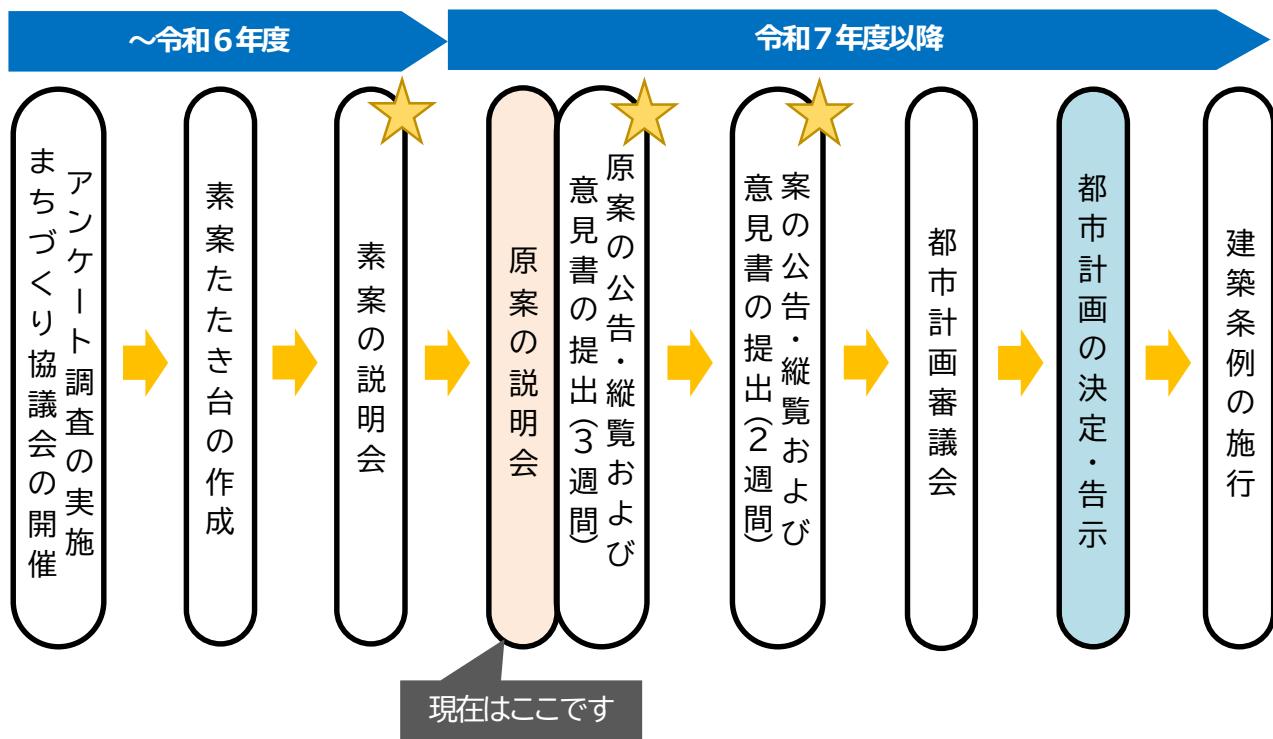
※〔 〕地区外を含めた幅員

名称	幅員	備考
区画道路 1 号	6.0m~7.1m	拡幅(東側の道路端から一方6m)
区画道路 6 号	3.0m[6.0m]	拡幅

※〔 〕地区外を含めた幅員

## 7. スケジュール

地区計画や地域地区の都市計画決定に向けて、都市計画法に基づく手続きを進めていきます。



### ● 説明動画等について

本資料や原案説明会で上映する動画等は説明会開催後に

区ホームページからもご覧いただけます。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/kakuchiiki/oedo/index.html>



説明動画等掲載ページへの  
2次元コードはこちら

### ● お問い合わせ

練馬区 都市整備部 大江戸線延伸推進課

〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号

電話：03-5984-1459（直通） FAX：03-5984-1226

メール：[ENSHIN05@city.nerima.tokyo.jp](mailto:ENSHIN05@city.nerima.tokyo.jp)



メールアドレス読み込み用  
2次元コードはこちら